ケニア国 第2次オルカリア地熱発電事業 (協力準備調査(有償)) ドラフトファイナルレポート

日時 平成26年11月21日(金)14:01~17:36

場所 JICA本部1階 112会議室

(独)国際協力機構

助言委員(敬称省略)

作本 直行 日本貿易振興機構 (JETRO) 総務部 環境社会配慮審査役

鋤柄 直純 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

平山 義康 大東文化大学 環境創造学部 教授

村山 武彦 東京工業大学 大学院総合理工学研究科 環境理工学創造専攻 教授

<u>JICA</u>

<事業主管部>

木村 出 アフリカ部 アフリカ第一課 課長

吉田 隼和 アフリカ部 アフリカ第一課

<事務局>

長瀬 利雄 審査部 環境社会配慮 審査課 課長

篠田 孝信 審査部 環境社会配慮 審査課 土生 真弘 審査部 環境社会配慮 審査課 花井 あかね 審査部 環境社会配慮 審査課 長瀬 では、時間になりましたので、平山委員、今、on the wayということを伺っておりますので、始めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まずいつものように主査を決めさせていただければと思いますが、いかがいたしま しょうか。

鋤柄委員 このメンバーですと私でしょうか。

長瀬 よろしいでしょうか。

それではよろしくお願いいたします。

本題に入らせていただく前に、私どものほうからも少し補足の説明をやらせていた だければと思います。よろしくお願いいたします。

木村 ケニアを担当しております木村と申します。よろしくお願いします。

本日、お手元に質問、コメントへの回答とともに三つの資料、それ以外に三つの資料をお配りしております。

一つ目のフロー図が表に書かれたものについては、回答内容の補足資料という位置づけになります。それ以外に二つ、英文でNOTICE OF REGISTRATIONで始まるこの世界銀行の資料、それとこの白抜きの形でのフロー図、この二つについて少し補足させてください。

こちらオルカリア というのが、我々が今検討している円借款の対象事業なのですけれども、その近くで行われておりますオルカリア という地熱発電所に対して世界銀行等が融資をしており、これに対して11月13日付で、世銀のインスペクションパネルによって異議申し立てが受理されたという情報を、我々もつい11月17日に入手いたしました。

その関連で、今日、その情報は冒頭にお伝えさせていただくのが適当だと考えます ので、先にご紹介させてください。

移転後の住民の生活環境が移転前に比して悪化している、端的に言うとそういう内容での異議申し立てになっております。どうしてこの世界銀行に対する異議申し立てをここでご紹介するかと言いますと、前回、スコーピングの時に出ていただいた委員の方々にはご説明したと思いますが、世界銀行等が融資しているオルカリア 、こちらでの住民移転は四つの村を対象に実施いたしました。その旨ドラフトファイナルの中にも記載しておりますが、オルカリア の事業実施の際に行った住民移転の中には、今回のオルカリア の対象となる住民も含まれていて、その際に同時に移転しているということですので、関係があるかもしれない、その可能性があるということで、ここでご紹介するものです。

ただし、非常に限定的な情報でして、現時点までに我々が入手しております情報では、この異議申し立てを誰が行ったのか、どういう内容なのかということについて詳しくはわかりません。

したがって、現時点では、このオルカリア の事業との関連は不明と言わざるを得ないのですけれども、ただ、関連する可能性があるということで、ここでご紹介しておくのが適当と考えた次第です。

今回、我々のオルカリア に限って申し上げますと、現在実施しております協力準備調査の中で、調査団を通じて、オルカリア に際して行われた住民移転のうちに、オルカリア で対象となるOlonongot村というのがあるのですけれども、Olonongot村の住民移転状況について調べたところ、JICAガイドラインを遵守した形で移転が行われたかどうか、それについて非自発的住民移転実施状況確認調査を行いまして、その確認した結果を報告書にまとめてございます。その報告書に基づきますと、推奨されるアクションとして一部モニタリングを行う予定としておりますが、大部分は、JICAガイドラインに沿った対応であったという点を、現時点でのドラフトファイナルレポートでは結論づけております。

11月17日に我々がこの世銀に対する異議申し立てを把握した時点で、今日の助言委員会でどういうご説明をするかということをちょっと迷ったのですけれども、まず冒頭こういう事実があったということをお伝えするのが適当ということ、それとともに、既に11月5日には今日のワーキンググループのための資料を委員の皆様にはお届けして、質問もコメントもいただいておりましたので、本日は、JICAで実施した協力準備調査で確認した内容、その内容に基づいて審議いただけたらと考えております。

社会面及び環境社会配慮面ともにこの場で審議いただきまして、助言案までは検討いただければと考えておりますが、助言案の確定については、世銀がこの異議申し立てについてどう対応したか、どういう判断を下すか、そういったものを待った上で、結論づけていただければと考えております。

以上が冒頭の補足事項になります。

鋤柄主査 そうしますと、スケジュールのことからお伺いしたいのですが、12月1日の全体会合で確定を目指すということだったと思うのですが、それが1日には難しそうだということ、そういう認識でよろしいですね。

木村 世銀の異議申し立ての手続にのっとると、1日までに何らかの結論が出されるということは考えられませんので、1日の全体会合で助言を確定していただくというのは困難だと考えております。

鋤柄主査 その経緯を説明して、今日のワーキングの段階ではこういう助言にしようということにはなったけれども、こちらを待って最終的なものにするというご報告をすればいいというわけですか。

木村 はい。

鋤柄主査 わかりました。

それと一点なんですが、この世銀からの連絡の中で、このプロジェクトはJICAも融資しているという書き方をされていますけれども、JICAのほうには何かそういう異議

申し立ては来ているのですか。

木村 JICAには異議申し立ては来ておりません。

動柄主査 ほかのドナーのことはわからないかもしれませんけれども、現時点では 世銀に対して異議申し立てがあったということがわかっている。

木村 現時点で把握しておりますのは世界銀行、それからヨーロピアン・インベストメント・バンク、EIBという別のドナーがございますが、こちらもオルカリア に対して協調融資しているドナーです。この2機関に対して、同じ内容の異議申し立てがなされているという情報をつかんでいます。

お手元にお配りしておりますこの資料、こちらの中に一番最後のパラグラフに、今申し上げたことが書かれております。

鋤柄主査 すみません。そこまで読んでいませんでした。

木村 すみません。当日お配りしておりますので、もちろんです。

鋤柄主査 何か本件について、ご質問ですとかご確認したい点があれば。

作本委員 私、今、聞きそびれてしまって申しわけありません。世銀に対する異議申し立てがなされたのはオルカリア だけですか。 についても。

木村 は含まれておりません。

作本委員 含まれていない。 についてですね。住民が と にまたがっているか もしれないということ。わかりました。ありがとうございます。

動柄主査 ではまた関連でありましたらば戻るということで、それではお答えをいただいております点に沿って、議論を進められればと思います。

今日、石田委員と柳委員がご欠席ということで、メールでやりとりということになりましょうか。それも含めると、やはり1日の確定は結構難しいかなという感じはいたします。

それでは順番に、1番は、これは石田委員のご質問に対しての答えです。恐らくこれでこのお答えで問題ないと思うのですけれども、詳しくはメール等でお伺いするということにしたいと思います。

2番は私から。これは最終版ということで、わかりました。ちょっと表番号がダブっていたりしたのでお伺いしたのですが、これが最終版ということですね。これで結構です。

そして3番目、これも石田先生のご質問で、冒頭の異議申し立ての件にもやや関係するかと思いますけれども、基本的には、オルカリア では新たな住民移転は発生しないということが、経緯としてはっきりしていればいいと思いますので、これも石田先生にこのお答えでいいか、あるいは補足で質問されることがあるかというのをお伺いしたいと思います。

すみません。ちょっと戻ってしまいますけれども、今日、ご欠席の委員にもこちら のほうは経緯を含めてご連絡していただけるのでしょうか。 木村 お届けいたします。同じ情報をご提供申し上げます。口頭の補足情報も含めてお伝えしたいと思います。

鋤柄主査 よろしくお願いいたします。

4番目は私からお伺いしたのですね。これはこう書いていただけるということで、結構です。

これは本質的ではないのかもしれませんけれども、このOW-921という、これは何というのでしょうか、井戸ですか。一つぽんと離れて固まって、表現としてちょっとよろしくないかもしれませんが、離れているのですけれども、これは何か意図が、意図という言い方も変ですね。経緯があるのでしょうか。このプロジェクトの対象地域というのが、象の鼻が伸びたようなといいますか。その鼻の先端がこの部分なのですね。

木村 技術的な点は調査団から必要に応じて補足いただきたいのですけれども、こちらの地下資源の存在している場所に基づいて、どこから蒸気をとってくるかということがまず検討されますので、今、「象の鼻」と言われました、先に「象の鼻」ありきでなくて、先に地下資源がどこに分布しているのかということを検討した上で、そこから引っ張ってくるというのが検討の過程であります。

したがって若干離れては見えるのですけれども、ほかのところとどこからとれるかということを総合的に判断した上で、この発電所の適切な場所ということを固めますので、先に発電所の場所ありきで、離れたところから持ってきたということではなくて、先に地下資源の分布しているものを確認した上で、そこからも届く範囲でどこに発電所を作るのかと。その上で、このプロジェクトの範囲を点で引いたところ、「象の鼻」みたいな形になった。そういう検討の経緯になります。

鋤柄主査 そうですか。素人考えでは公園内ですけれども、オンゴーイングの発電所ですとか、オルカリア のほうが若干近いように見えたので、そちらへつなげずに何でこっちへ持ってきたのかなというふうに思いましたけれども、それは配管のコストですとか、もうキャパシティーいっぱいかどうかというような検討を経て、やはリオルカリア に持ってくるほうがよいという判断ですね。

木村 ということが、今、妥当だということを提案している状況です。

鋤柄主査をそういうことですか。わかりました。

それでは2ページ目にまいりまして、これも石田先生ですね。これも今の位置に関係するのかもしれませんが、地熱資源の賦存状況というのでしょうか。そういうようなものから考えていくと、この範囲が妥当だということで、後から線を引いたということですね。

木村 そういうことです。

鋤柄主査では、これについても石田先生にお伺いしたいと思います。

6番目、これは単なる、そんな何十年も前だったっけというので、ちょっと思ったこ

とです。こちらは修正しておいていただければ。

そして7番目、平山先生、まだおいでになっていませんけれども、基本的にはこのお答えでよろしいのではないかと思います。

木村 これはお配りしているこちらの表です。右下のところにこの逆戻りの矢印を 加筆して、この内容でもってファイナルレポートのほうには反映いたします。

鋤柄主査 8番目、私からお伺いしたのは、いただきましたドラフトファイナルを拝見したところ、この調査でこういうことが問題だという、問題意識を持って、どの点について今回チェックをしたのかというのが、ちょっとわかりにくかったものですからこういう質問をいたしました。

お答えは、なるほどというふうに承っているのですが、一つは、このドラフトファイナルの中でこの確認を行うとか、協議を行うという、これからやりますというような形の書き方がとても多かったものですから、これは結果としてどうなったのか。それともこれからやることなのかが、ちょっとわかりにくく、そういう印象を受けました。

なので、私どものようにご説明を受ければわかるのですけれども、これだけが公開されてごらんになる方は、それがわかりにくいのではないかなという気がしますので、そこの書き方を考えていただければと思います。

木村 承知しました。ファイナルレポートの際には、もう少しわかりやすいように、 言いっ放しにならないような説明にいたします。

鋤柄主査 そうですね。本調査でこれを確認して、結果については、ここに書いて あるというような書き方にされたほうが、恐らくすっきりするのではないかなと思い ます。

木村 承知しました。

鋤柄主査 あと、この中で、不可分一体事業については、別途ESIAをお作りになったということなのですが、これはお作りになったのはケニア電力のほうなのでしょうか。それとも本調査でお作りになったということなのでしょうか。

木村 ケニア発電公社のほうが別途実施して、それを今回の協力準備調査の中で確認したという位置づけになります。

鋤柄主査なるほど。であればその辺も。

木村 わかるように。

動柄主査 こういう経緯ですというのを書かれたほうがいいのではないかと思います。

木村 はい。

動柄主査 それでは3ページ目で、平山先生、これはおいでになってからということで。

そうしましたら10番目、これは私のほうからです。これも全体の印象なのですけれ

ども、この調査の結果、結論としてこうでしたというのをどこかにまとめて、これは環境社会配慮の部分だけ切り出してきたので、こういう構成になっているのかもしれませんけれども、そういうまとめと提言というパーツがあったほうが、恐らくわかりやすいと思いますので、ファイナルではよろしくお願いいたします。

木村 はい、承知しました。

鋤柄主査 それでは11番。

作本委員 ここでシングルフラッシュとダブルフラッシュというのでしょうか。復 水式、よくわからなかったので説明をいただきました。それぞれ長短ありで、理解で きました。ありがとうございます。

鋤柄主査 それではページをめくっていただきまして、柳先生のご質問です。

これは冷却塔の位置についてということですね。これも柳先生にお伺いということ になるかと思います。

木村 メールでご確認をいただくということにいたします。

動柄主査 13番についてもそうだと思います。これで十分かどうかをお伺いしたいと思います。

14番、15番は私のほうです。これ、たしか後ろのほうのご回答にあったと思うのですが、そもそも地熱エネルギーの開発というのが先にあって、その後、国立公園が指定されたということなのですね。

木村はい。歴史的経緯としてはそうなります。

鋤柄主査 ですので、これはこれへのコメントで申し上げるべきかどうかなんですけれども、そこの経緯は、お書きになったほうがいいのではないでしょうか。地熱開発の全体経緯があってというところ。

木村 ドラフトファイナルの15ページ、7-4という項目です。自然保護区で始まる項目の(4)ヘルズゲート国立公園、こちらの第三パラグラフです。KenGenによる同地での地熱開発は、というところで、1973年から開発許可を得ているということを記載しておりますが、ご趣旨としてはその経緯について一固まりで書いたほうがいいということでしょうか。

鋤柄主査 そうですね。これだけ見ると、国立公園、影響が少ないからやっちゃいますというふうにも読めてしまうので、この辺はもう少し、恐らくこのMoUの中で、既存のというか、もう計画して実行しているものについては、国立公園当局、野生生物公社としては問題ないと判断していて、なるべくその環境配慮をやるようにと、そういう内容が入っていると思いますので、それを参照されたほうが、恐らくよろしいのではないかというふうに思います。私、ここは、ちゃんと7-4の部分を理解しておりませんでした。

木村 わかりました。そうしたら適当な箇所に、これまでの国立公園の指定、あるいはその前の開発許可の時系列を並べた上で、法的にどういう整理をしているのかと

いうことをまとめて記載するようにします。

鋤柄主査 そのほうが、誤解がないと思います。

木村 わかりました。

鋤柄主査 もう始めてしまっていたのですが、戻りまして、2ページの7番について。 平山委員 7番、DFRの25ページですね。

動柄主査 今日、別添のほうで資料を追加していただいていますので、これでよろ しいかどうか。

平山委員 別添の資料といいますと。

木村 別添でお配りしています、右肩に別紙 と書いてある資料のこのフローの右下の「最高裁」、ご指摘の内容を踏まえまして、こちらから右上に上がっていく形で、「調査提案の否認」というところまで矢印を追記しております。差し戻されることがないのかというご質問でしたので。

平山委員 私が考えましたのは、すぐ上の「国家環境裁判所による審査」というところの下がありまして、否認となった時には最高裁に行くということなのですけれども、最高裁も否認したということになると、通常の場合は、これでもう終わりということになるのではないかと思いまして、それを、小さい話かもしれませんけれどもお伺いしたのです。これはまたもとへ戻るということなのでしょうか。

木村 調査提案の時のステージまで戻った上でもう一度再検討がなされます。

平山委員 再検討されて、また同じように否認が続いたら、ぐるぐる回るということでしょうか。こういう手続はないと思うのですけれども。

木村 ちょっとすみません。

平山委員 申しわけございません。

木村 内容を再度確認し、必要に応じて修正した上で、改めてこのプロセスに乗せる。ですから同じものをこのプロセスに乗せて、もう一度審議してくれということではなくて、一旦差し戻された後に内容を吟味した上で、必要な修正を加えた上で、そこからまたフローが始まるということです。

平山委員 そしてまたうまく通らなかった時には、再度また修正を加えてもとへ戻るという、こういう形になるということでしょうか。

木村 そういう可能性があるということです。

平山委員 要するにだめにするという、反故にするということはあり得ないという 手続なのですね。

木村 はい。

平山委員 わかりました。

動柄主査 続きまして平山先生、反対のページの3ページ目の9番のところ。地上権ですか。地下での。

平山委員 ここで、すみません、9番ですけれども、申しわけございません。私が気

になっておりまして、例えば日本の土地の所有権については、土地の所有権というのは、その上と下とに及ぶみたいな規定があったように思いますけれども、ここだとすると実際に熱源をとる、水蒸気を吸い上げるパイプというのは、明らかに公園の下に及んでいるわけでありまして、パイプがそこに入っているというふうに理解しておりますけれども、もしそういうことであるとすると、上の公園の所有権というのは、下にも及ぶので、何らかの措置が必要に、普通の土地の所有権の理解だとそういうことになるのではないかと、上空と地下に及ぶというのが、ここではどうなっているのかなと。表面だけということなのでしょうか。日本でも大深度地下の問題というのは、一時期ありましたけれども。

木村 ありがとうございます。2点お答えさせてください。

まず地上と地下の支配権については、今のところ明確に確認がとれておりません。 したがって、ここは引き続き確認が必要な項目となります。

2点目、地下、仮にそれが地上のものがそのまま適用されて国立公園のものだという整理となった場合においても、こちら、ドラフトファイナルレポートにも書かせていただきました、野生生物法のもとでの覚書、KWSという国立公園を管轄しているところと、今回の事業実施機関であるケニア発電公社のもとでの覚書に基づいて、一部、国立公園内が含まれるものであっても、そのMoUに基づいて地熱開発は許可されるという、そういう法的整理がなされております。

平山委員 それは、根拠はMoUではないのですか。法律ではないのではないですか。 木村 MoUはもともと野生生物保全及び管理法という法律に基づくMoUになります。 平山委員 それが根拠で、地下の所有権等についても、問題がないとおっしゃって いるように聞こえるのですけれども、そういうことなのでしょうか。

木村 そういう整理で、ケニア国内でも法的には問題ないとみなされております。 平山委員 普通、土地の所有権というのは、そういうレベルでの整理ではなくて、 どういうのですか、特別法を作るとか、本当に地下まで行くということであれば、本 当はそこらの整理が要るように思うのです。

木村 土地の地下の所有ということでなくて、そこからの地熱資源に関して、実施機関であるケニア発電公社がやる。

平山委員 同じことだと思うのですけれども、そこを使うということですよね。その場合は、MoUのレベルで左右できる問題ではないのではないかという気がするのです。

木村 そこはケニア側とも直接何度も確認をしておるのですけれども、上位である野生生物法に基づいて、手続としては、MoUを通じて、該当する箇所について合意するということになります。

平山委員 すみません、粘るつもりはないのですけれども、そうすると野生生物法 によって、所有権の内容を変えることができるというご説明のように聞こえるのです けれども、それは、普通はあり得ないのではないかと思うのですけれども、財産権の 内容ですね。

木村 所有権の移転、支配権の移転という点は、一点目に申し上げたように、今、 不明なのですが、法律に基づくMoUについては、資源利用についての許可なのです。 所有支配でなくて、資源利用について許可しているということです。

平山委員 その許可をするに当たり、地下の支配権とおっしゃいましたけれども、 地下の支配権に関する支配権を、その許可をした人が持っていなければいけないので すけれども、そういうものは、普通はその野生生物法では与えられていないはずだと、 私は思うのです。普通の所有権の法体系では。

そこがちょっと気になったので、だからやめろということではないのですけれども、 その整理は十分できているのでしょうかということなのです。

木村 資源利用について、そういう整理がなされているということです、事実としては。支配権・所有権の移転ということは、法的にそこはあくまで明確には、現地でもわかりません。ただし、地下の資源利用については、国立公園とみなされる場所の中での資源利用については、地熱資源法、1990年に定められておりますけれども、それに基づいて資源利用が認められている。

平山委員 地下においてもですか。

木村 はい。

平山委員 そうですか。それが特別法だというのですね。わかりました。

作本委員 僕も同じなんです。平山先生と同じであって、法律で書いてあることを 覚書で変えるのだったら、法律は要らないではないかという、そういう発想なのです。 なぜかというと、私もそれがもう一つ、先ほど質問がありました代替案のこの質問に かかわるのです。基本的には、天然資源だから開発していい。だけど国立公園内に穴 をどかんどかんとあけて地熱を開発していいというわけではないですね。その下にあ る資源として独立して利用するから、十分保護した上でという、あくまでも例外です よね。だから法律がやはり上位だということは間違いないわけですね。

木村 間違いないです。変えるものでもないです。

作本委員 ですから、そこにあるMoUというのはどういう、本当に形式を捉えているのか、合法化されるのか、私も何となく不思議だということと、それとあともう一つ46ページに出ている、これ、堂々とやはり代替案の一つとして、国立公園内あるいは外ということで、ここに代替案を加えるという、そこにも私、先ほどありましたよね。それに乗っかってしまっていいのだろうかと。

外からパイプでもって開発するという前提が明確にされていればいいですよ。堂々とこの地熱発電を公園内でやっていいかのような、それはあり得ないはずだと僕は思うのです。技術開発が今、進んだからという意味ではないかと思うのです。

鋤柄主査 ちゃんと存じ上げていないのですが、ケニアの国立公園というのは、国

有地なのですか。それとも日本と同じように、私有地の上に規制をかけているのですか。国有地として。

木村 国有地です。

鋤柄主査 基本そうですね。だと、その管理についてはKWSが責任を持つのだと、 きっと法律に書いてあるのだと思うのですけれども、そこの管理当局とケニア電力が 覚書を結んで、これについては問題がないから、やってもいいですよという構造なの ではないかと想像します。

木村 そのとおりです。

鋤柄主査 そこは、すごく変な言い方ですけれども、地主がやっていいよと、そのかわりこういう条件がつきますよという覚書、契約に近いような形なのだという理解でいいのでしょうか。

木村 例えるとそういうことになります。

平山委員 そこのところの条文がはっきりあれば納得するのですけれども、例えば 大深度地下や地下のプロジェクトをやろうとした時には、たしかそのための特別法か 何か作ったのではないかと思いますけれども。

木村 ファイナルレポートの63ページに、今、申し上げた地熱資源法に係る記載を載せております。63ページの図15-8ですが、下から二つ目のパラグラフに、これは傾斜掘削について述べたものですけれども、「国立公園敷地内における地下深部の地熱資源を利用する可能性がある。地熱資源法1990年によれば、傾斜掘削による国立公園地下部における資源利用は認められている。傾斜掘削を行った場合、坑道は地下深部となるため、地上への影響は想定されない。」

平山委員 というのが、そちらでコンサルの方がおまとめになった表現だと思うのですけれども、その条文が本当に、これが正しいと読めるような書き方になっているかどうかだけは調べていただきたいと思うのですけれども。正確な表現が条文ではどうなっているのだろうというのが、ちょっと気になります。

作本委員 国立公園に穴をあけて、地熱を直接この敷地内でとっていいとは書いてありませんよね。ちょうど「ベニスの商人」と同じで、肉は取ってもいいけれども血を出すなというのと同じなんです。

そうするとこれはやはり地熱は天然資源、地下資源でこれは必要なものだから利用 してくださいと。それは基本的な考え方で、場合によっては国立公園の下にあっても それは利用できると、大原則はそれでいいと思います。

だけども、この国立公園に穴をあけて地熱発電をしていいとは全く書いていないです。さっきの「ベニスの商人」と同じで、血を出していいとは書いていないわけです。そうすると、ここにちょっと書かれている傾斜の掘削を行う、斜めからパイプを差し込むことによって、天然ガスを取るような工法ができるならば、技術的に可能ならば、環境影響を考えられるならば、まあいいですよというふうに、そういう折衷案的に読

めるのではないか。それを踏まえた上でのこの覚書なのではないかというふうに見える。何でもかんでも総論についてイエスというふうに、僕は言っているようには見えないのです。

木村 後半にもう一度、条文が手元にありますので、それを後ほどご紹介させてください。映し出せるように用意いたします。

平山委員 お願いいたします。

鋤柄主査 よろしいでしょうか。先ほど15番まで来ましたので、4ページの16番、石田先生からわかりにくいという、これはご指摘だったと思うのですが、いただきましたのが別添2で大分わかりやすくなった。ファイナルでは図面のほうも、もう少しわかりやすくしていただけるというご回答だということ。

木村 線を太くするとか、わかりやすく加工いたします。

動柄主査 同じ、本当に赤いのが多いので。これは恐らく石田先生、これでオーケーだと思います。わかりました。

そうしましたら、5ページ目のほうで、17番。

作本委員 17番、作本のところです。

ご回答、ありがとうございました。このスコーピング表の中で、私も詳細には今、記憶していないのですけれども、いわゆる送電線、気水輸送管って、こういう附帯設備、これに関する記述がわかりづらいというような印象を持ったのですけれども、今のいただいた回答でも、これらの項目について影響予測を行っている。それは確かに実施されているのですが、影響は予想されていないような評価については、記述自体も省略しているという、このあたりは書きぶりの方法としていかがなものかなという、調査をきちんと影響を調べられたのだったら、ないものはないで、ということで、附帯設備で影響がないから落としたというような書きぶりは、ちょっとどうなのかなという感じがいたしますが、いかがでしょうか、ここ。17番ですが、質問です。

木村 記述を落とすのではなくて、影響は想定されていない旨を記述するということですね。

作本委員 ないならば、ないで結構なのですけれども、もちろん。そのあたりは、 もともとなかった感じでなくて、調査した結果なかったというような形のほうが、第 三者から見られる時には、はっきりするのではないかと、そういう意味合いです。

木村 承知しました。そのように記載するようにします。

鋤柄主査 そうしましたら18番は。

平山委員 18番は、私が出させていただいておりますけれども、これは以前、この件だったと思うのですけれども、議論させていただいた時に、やはり気になって、ちょうど私のイメージでは、茶碗の底に穴をあけてパイプを通すみたいな、そんなのがありまして、大丈夫なのかというのをその時はお聞きして、大丈夫ですというお話で、今回は、回答の中に二つのことが加わっておりまして、一つはきちんとセメンティン

グをしますという、そこのところがあって、これは考えていただいているのだなとい うふうに思いました。

それからもう一つは、既設井のオルカリア のところで地盤沈下というのは全然見られていないという、その記述も書いていただいておりまして、どこかにあったのですけれども、その二つのことが入っておりますので、大丈夫だろうなとは思うのですけれども、やはりさっきの茶碗の底に穴があいているというイメージからすると、では、このプロジェクトをやめた時に、穴をあけっ放しにするのかというふうなことが気になったりして、くどいようですけれども、もう一度出させていただいて、本当に大丈夫なのですかと、書かせていただいているのですけれども、この回答の中に、もはや使用することができなくなった場合は、安全のためにセメントを地上から坑井内に流し込んで廃坑処理を施しますというふうに、そこまで書き込んでいただいておりますので、わかりましたということに、もうこれ以上はやりようがないと思いますので、わかりましたということにさせていただきたいと思います。

木村 はい。

鋤柄主査 そうしたら、環境配慮のところ、石田先生の質問なのですが、図につきましては、これは恐らくこれで、14ページのこの違いですね。国立公園との位置関係、国立公園がこの上に加わったということですね。これで恐らく大丈夫だとは思いますけれども、これも石田先生にメールで確認するということで。

すみません、20番は、これはマネジメントプランの中身と、あと、電源開発との関係がどうなっているのか。これはマネジメントプランというのは、お送りいただいていましたか。

木村 この回答の冒頭にあるEcosystem Management Planというのは、特に別冊の 資料としてはお届けさせていただいておりませんので、ここでの回答は新しい情報に なります。ですので、これは石田委員にもお諮りした上で、必要に応じて報告書の中 に盛り込むようにしたいと思います。

鋤柄主査をそうですね。お願いいたします。

それで石田先生の了見を待つということにいたします。

21番、私のほうから。これは法改正に伴い、どのような改正があったのかということですが、ないということで、これで結構です。

22番、これも石田先生。ナイパシャ湖の南岸に建物が……公園内の動物分布について別添4に示していただいた。

木村 横長のこちらになります。

鋤柄主査なるほど。聞き取り情報の結果をまとめたということですね。

それと補足ですが、これは、情報自体は公園内だけで、公園のレンジャーの方です とかそういう方への聞き取りは必須だと思いますので、公園内に限定しているという ことですね。 木村 はい。

鋤柄主査 この図面を載せるかどうか、載せるとしたらここがいいのではないかというご意見については、石田先生にお伺いすると。

作本委員 あるいは、こういう生態系の希少種が住んでいるところのデータは、公表しないという考え方がありますよね。地元で、よくそういうのがありますから、公表するかどうかはまた、公開するかどうかは慎重なほうがよろしいかもしれないですね。

鋤柄主査 ケニア側の気持ちで言うと、大丈夫だと、うちはちゃんと管理しているというふうにおっしゃられたのではないかなという気がしますけれども。それはそうですね、現地の野生生物公社のご判断が優先しますね。おっしゃるとおりです。

23番、これは私ですね。

これはリストを拝見したところ、これらの種、このほかにもあったかもしれませんけれども、やはリケニアの国内種についての配慮もしていますという、その書き方というのでしょうか。IUCNで国際的にこれはもう手当てが必要だと言っている種に加えて、ケニア国内でも絶滅のおそれがある種についても、この緩和策を施せば影響は少ないというふうに書かれたほうが、より丁寧ではないかと。

大丈夫ですねという言い方は変ですけれども、あそこに書かれた緩和策で、恐らく 影響は相当少なくなるだろうという気はしますので、そこまでちゃんと見た上で緩和 策を考えていますということを書かれたほうがいいと思います。

木村 加筆いたします。

鋤柄主査 よろしくお願いします。

木村 これは66ページ、それからその前段の16ページ、本文のところでもこういう 資料が出てきますので、希少動物、そういったところでも触れたいと思います。

鋤柄主査 お願いいたします。

私のが続いています。送電線と鳥との関係ですけれども、渡り鳥が多いようなので、 鳥への可能性も触れていただいたほうが、恐らく包括的になると思います。

25番のほうで、これは私の、普通、送電線を立てる時に、常識的にどういうことをするのか存じていないものですから、お伺いしたいところでもあるのですが、建設時にワイヤー、日本でいうと、八方注意とぶら下がっている、ああいうもののことですよね、恐らく。

木村 線の下にぶら下がっているものです。

鋤柄主査 あれはやはり少しでも見やすくしたほうが、鳥はぶつからないとは思うのですけれども、一方で、国立公園隣接地なので、景観の問題もあるのだと思います。その辺を判断された上で、建設時だけでよいという結論であれば、そのように書かれたほうがいいのではないかと思います。

木村 わかりました。

作本委員 ちなみにこの送電線、どれぐらいの高さなのですか。相当高いのでしょうか。書いてあるかなと思って探したのですけれども。

木村 特別のものでなくて、通常の二、三十メートル程度の高さになります。そこは回答にも補足しておりますが、背の高い植生のものがほとんどありませんので、それらが樹木で隠れてしまうということはありません。

動柄主査 それはそうだと思うのですけれども、渡りの時などで、少し高いところを飛んでいく場合の影響がちょっと心配だなと思いました。

ですので、恐らく飛んでいる鳥に対しては見えるだろうということであれば、その 旨書かれたほうが、やっていないのかというような、そういう疑問にあらかじめ答え ることになるかなと思いました。

木村 わかりました。より丁寧な記述に、ファイナルレポートの際には反映いたします。

鋤柄主査をそうですね。書きぶりだと思いますが。

それで26、27番はモニタリングについてなのですが、この国立公園内だけでモニタリングされるとたしか、モニタリング計画のところには書かれていたと思うのですが、これは恐らく実際にモニタリングをする人の問題とかもあると思うのですけれども、そうではないのか。これは電力のほうではありますよね。

木村 今、環境管理局ですね。

鋤柄主査 環境管理局ですか。

木村 国立公園内で行うのはKWSというところが、国立公園を管轄している部門が やるのですけれども、ここで書いてありますNEMAというのは、すみません、略語し か書いておりませんが、環境管理局です。

鋤柄主査 環境管理局、これは政府ですか。

木村 政府です。ESIAの承認主体です。

鋤柄主査 国立公園、全体の管理は野生生物公社がおやりになっていて、その中での調査活動等は、環境管理局がおやりになっているということになっているのでしょうか。

木村 国立公園の中においてはKWS、つまり野生生物の管理局が行うのですけれど も、それを超えた範囲を含めて、環境管理局がその周辺の各地域で行います。その中 には本事業の対象地域も含まれる、そういう整理になります。

鋤柄主査 なるほど。そういうふうに。とすると、公園外に主に作られる送電線ですとか、各種配管の影響については、このNEMAのモニタリングに含まれるという解釈でよろしいのでしょうか。

木村 すみません。まずご質問いただいておる野生生物のモニタリングにつきましては、ここの回答のとおり、国立公園内はKWSが行って、国立公園も含めた全体の話は環境管理局が行う。ですから、国立公園外も行うということが、このご質問へのス

トレートな回答になります。

今、おっしゃったのは、恐らく野生生物のみならず、そのほかの点についても影響について誰が行うのかというご質問かと思いますが、これは、建設期間中はコントラクター及び事業実施主体であるKenGen、すなわちケニア発電公社が行うことになります。

供用時についても同様にその供用主体であるものと、あと運営維持管理主体である KenGen、それらがモニタリングの責任を負います。

ですから整理としては、この事業全体は国立公園の外にありますので、二つに分けますが、ご質問いただいている野生生物に関しては、先ほど申し上げたとおり、国立公園内はKWSが行います。その他の関連のモニタリングにつきまして、ここに並べられている93ページ、94ページの右側に書いておりますけれども、責任主体としてはケニア発電公社、それから請負主体、請負業者、それらが行うという整理になっております。

鋤柄主査 この表はそうすると何か、揚げ足を取るようで恐縮なのですが、国立公園の行を見ていくと、項目として野生生物の定期的モニタリング、これは動植物をきっと含んでいることだと思いますけれども、地点として国立公園内、これ、国立公園内についてはKWSで、国立公園外については請負業者 / KenGenになるということですよね。

木村 この表そのものを整理し直す必要がございます。ご指摘のとおり矛盾が生じております。ここでいうところの野生生物の定期的モニタリングの場所を国立公園内であればKWSが行うというステージです。

鋤柄主査 そうですね。

木村 ただ国立公園の外も含めた事業の影響地域、そちらの野生生物のモニタリングについては、NEMAという環境管理局が行うことになっております。それに加えて事業実施主体であるKenGenですとか請負業者も、そういうモニタリングへ加わることになります。

鋤柄主査 なるほど。わかりました。

木村 事業中においても実施するべきですという点については、事業中においても 実施はいたします。

鋤柄主査 わかりました、今のご説明で。ではそのように表を書いていただければ よろしいかと思います。

27番目は、これは反映されていると。要は緩和策のところの表がかなり詳しく丁寧に書いてあるのに比べて、モニタリング計画のところはとてもあっさりしているといいますか。もとのを見ると、環境管理、Environmental Management Planというふうに、たしかもとのESIAには書いているので、両方にまたがった書きぶりになっていると思うのです、もとのほうが。それで切り分けが難しかったのかとは思うのですけれ

ども、同じことを繰り返すことはないと思うのですけれども、一言緩和策で、このお答えのとおりのことを書いていただければよろしいのではないかと思うのですけれども。

木村 承知しました。18のところを少し分厚くするようにいたします。

鋤柄主査 すみません、大分時間を取ってしまいました。

それでは、これで27番までで、作本委員、それでは28番。

作本委員 28番、これも内容と言うよりも、むしろ書き方なのですけれども、既にここにご説明されているような硫化水素、この影響が動植物にも影響、ほとんど認められないということを伺っておりますので、それならそれでむしろ書いていただければというだけのことです。ご回答はこれで、わかりました。

次の29番もでしょうか。29番についてのこの累積的影響ということなのですが、これもご説明、読ませていただきました。周辺住民への影響がないというようなことをかなり説得されていますので、それで一応わかりました。

鋤柄主査 続きまして30番。

平山委員 28番の作本委員の問題意識とちょっと似ているところがありますが、硫化水素の動植物への影響という意味ですけれども、そこのところがないというふうに結論を出しておられる、その根拠が聞き取り調査ということなのですけれども、それでいいのかな、本当に大丈夫なのかなというのが一つなのです。

その前に教えていただきたいのが、オルカリア の住民移転というのは、H₂S硫化 水素を考慮したものかということに対する答えがないのですけれども、これはそうな のでしょうか。

木村 そうです。考慮したものです。

平山委員 したものだとすると、人間には影響があるけれども、動植物には影響が ないと、こういう感じなのでしょうか。

人間も動物の一種だと思いますので、この場合は。移転しなければならないということは、動植物への影響というのは、基本的にはあると考えられたということではないかと思うのですけれども。

木村 すみません。オルカリア のほうの影響ですけれども、硫化水素及び騒音、総合的に判断して、それらが累積的な影響があるとみなされたので、そこの住民の人たちには移転いただいた。

平山委員 二つの要素があったからということですね。

木村 はい。

平山委員 それからもう一つお伺いしてみたいのですけれども、これは硫化水素のことですが、風向とかそういうもので、特定の地域に集まるとかというのが、この場合にはあったのでしょうか。四日市なんかでよく磯津地区が出てきますけれども。

木村 これはスコーピングの時にも一度議論になったと記憶しておりますが、それ

はないと、この場所にたまってしまう場所はないということが確認されています。

平山委員 風向は、満遍なく動いているという感じなのでしょうか。特定の方向に 冬は、夏は、という感じで集中するということはないのでしょうか。

木村 地形の特徴からは、そういったことは考えられないです。ただ、そういうデータを本当にとった上で、今、回答を申し上げているわけではありませんので、断言することはできませんが、私も直接行ってみましたが、かなり開けた場所、開けた高地になりますので、風の向きによって一定の場所に大気がたまってしまうということは考えられないと思います。

平山委員 考えられないと。わかりました。

鋤柄主査 31番は村山委員、いかがでしょうか。

村山委員 基本的にはこれで結構だと思いますが、緩和策をとられる場合、ある程度効果の予測はできると思いますので、基準を満足できるような形で緩和策をご検討いただきたいということです。

木村 すみません。回答を一点修正させてください。

「モニタリングについては」で始まるところですが、「井戸等の掘削は昼に行われる」と記載してしまっておりますが、実際は夜も含めて行われます。この点は回答の記載上、すみません、欠けておりましたので、ここで補足させていただきます。

鋤柄主査 そうしましたら32番、石田先生の騒音・振動ですか。調べて結果が載っていなかったということですね。この内容でよろしいかどうか、石田先生に確認ということになります。

33番、これは私がこの文言だけではわからなかったので、お伺いしました。このご回答をいただいて、私なりに理解したのは、谷があった時に、コンターに沿ってパイプラインを引くのではなくて、距離を短くするために、垂直というのは、谷筋に垂直という意味だったのですね。立体的にということかと思って、どういう形になるのか想像できなかったので、こういう質問をいたしました。これはなるべく垂直といいますか、谷を横断するということになることかと思うのですが、横断でよろしいのですね。

木村 こういう形です。

鋤柄主査ですね。

木村 こうでなくて、こういう形です。

鋤柄主査 その場合、渡すような形になるのか、それともそのまま斜面に沿わせて 曲げるのかというのは、いつもは水流がないとは思うのですけれども、乾季雨季の差がどれぐらいのものなのか想像できないのですけれども、土砂等が堆積したり、というような心配は、その場合ないのでしょうか。上を通してしまえば、全然問題ないと は思うのですけれども。

木村 一概に言えないのですが、原則の考え方としては、距離を短くする、影響を

最小化するということになります。必ずしも谷に垂直なものばかりでなくて、中には 地形次第では渡すものなども生じます。それとともに景観にも配慮して、あまりに高 いものを作るとか、あまりに動物にとっても害になるような、障害になるようなもの を渡してしまうとか、そういうことはいたしません。

鋤柄主査 それは今後の設計というのでしょうか。

木村 詳細設計の中で。

鋤柄主査 その段階で詰められるということ。

木村 各地形に応じてやると。何が何でも谷に垂直ということではないです。

鋤柄主査 わかりました。すみません、このループ形状というのは、何ヵ所かにたしか出てきたと思うのですが、これはどういう。これはそれこそコリドーの上を通すというイメージでよろしいですか。

木村 はい。

鋤柄主査 わかりました。ありがとうございます。

そうしましたら34番、村山委員、いかがでしょうか。

村山委員 34番、ご回答の趣旨は理解できるのですが、基本的に作ってしまった後はなかなか変更ができないということがありますので、事前にどうやって把握するかをぜひ確認したいのですけれども、いかがでしょうか。事前に把握することは難しいということですか。作ってみたら通れなくなった動物がいるから、形状を変更するということが現実的なのかどうか。

木村 ありがとうございます。程度の問題ではありますが、事前に全く検討しない、あるいは把握できないということではなくて、正確に把握することは難しいものの、ある程度の生息域をKWSからのヒアリング等を通じて確認した上で、障害にならないような形状にするということを、詳細設計の中に反映させていくというのが基本方針になります。

ご参考までに別紙 でお配りしたこの中にもヒョウの主な生息地ということは、ある程度、領域で作っておりますので、この事業対象地の中でも、どういった動物が生息しているのかということをある程度把握しながら、そこの障害にならないような設計に反映させていくという対応をとることを考えております。

村山委員 わかりました。そのあたりを考慮した形でコメントを作成したいと思います。

鋤柄主査 35番、これは石田先生が、傾斜掘削の件ですが、これは先ほども話したとおり、法律と覚書にも恐らく入っているということで、これでお答えになっているかと思いますが、これも含めて石田先生にお伺いします。

社会配慮に入りまして、基本的には、これはもとのESIAはこの時期です。本調査では、今年に入ってからということですね。これで恐らく問題はないとは思います。

次は、37番は、生活様式についてです。微妙な感じですけれども、これも石田先生。

関連してご意見等があれば、どんどん言っていただければと思います。これも石田先生にお伺いします。

38番も前項にちょっと関係して、放牧地の減少、ほぼ限定、同じになるのではないでしょうか。何か石田先生にお伺いすることが大分多いですけれども、39番、水位について。これについては、二つお答えがあって、ナイパシャ湖の水位が上昇しているというのは、これは周辺での地熱の開発とは特に関係がないようだという点と、オルカリア での水の使用は、恐らく使用量は大きくない。これはナイパシャ湖からここまで水を引く予定なのですか。

木村 既存の管を利用して引っ張ってくるという計画です。

鋤柄主査 今、これ、建設中なのですか。オルカリア へ持ってきて。

木村 多数のオルカリア発電所が既に存在しておりますので。

鋤柄主査 なるほど。

木村 多数と言うと語弊があります。既存のものがございます。

動柄主査 なるほど。既存の導水管から持ってくると。公園内ですよね、きっと。 わかりました。

そうしましたら次が40番、すみません、これは私が単にわかっていないのだと思うのです。お答えの中で、井戸の掘削、これは井戸も現地に掘って、少しでもナイパシャ湖の水を減らそうという意味なのでしょうか。塩水を使用し、水容量の削減のための井戸というのは。

木村 そうです。

動柄主査 そうですね。というと、この辺は普通に井戸を掘ると塩水が出てくるということなのですね。

木村 蒸気から出てきたものを冷却して、それを再利用するということになります。 72ページ。

鋤柄主査 それが冷却水のほうですよね。

木村 蒸気というのは.....

鋤柄主査 還元井で戻ったその付近からとってくる。

木村 まず先ほどの回答を訂正させてください。蒸気から冷却したものということでなくて、地下からとれた蒸気と熱水がとれます。その熱水のことを、ここで塩水と書いてしまっているのですけれども、ドラフトファイナルの中で、72ページの脚注にそのあたり少し詳し目に書いてございます。

鋤柄主査 なるほど。これのことなんですね。蒸気だけ使うから熱水は戻す。それを使って、使えるところはその水で利用を賄うと。そういうことですね。わかりました。

あと、石田先生の質問の中の発電事業によるナイパシャ湖の水位の変動は、恐らくない、あるいは軽微であろうと。

木村 軽微なものであると見込まれると。

作本委員 たしか直接的な影響はないというようなことを書かれていた気がするのですけれども、雨季と乾季とかこのあたりで、この水位に違いが出るのでしょうか。

木村 ドラフトファイナル15ページに、ナイパシャ湖の水位の変遷ということを記載してございます。恐らく雨季乾季という影響もあるとは思いますが、より長期的には地形的なもの、地下水等の地形的な要因によって上下しているというのが、実績として示されています。

作本委員 2010というのは。

木村 2010年これは干ばつの時ですね。ひどい干ばつが2010年、アフリカの角を襲った時です。

作本委員 年次でずっと入れているので、であればそういう意味では、乾季と雨季では若干のでこぼこはあるかもしれないけれども、長期で見た場合には、そんなところないだろうという予想で。

鋤柄主査 それでは次にまいりまして、40番。

作本委員 40番、作本です。

先ほどの覚書について、既に記述があるということで了解いたしました。

鋤柄主査 41番。

平山委員 41番、私が出させていただきましたけれども、ここで問題にしているのは、このケースでオルカリア に関連するケースで、住民移転に問題があったということを言おうとしているのではないのです。

ここに回答のところに書いてありましたように、DDR等で非常に詳しい現地のステークホルダーミーティングの様子などを書いていただいておりまして、これはもう誰がどう読んでも問題はなかったケースなのだなと、こう理解しております。

その意味ではこういうコメントを出す必要はないのですけれども、これは私の個人的な感じなのですけれども、ほかのケースで似たような問題がありまして、事前に何か強制的に住民移転をさせた、そして、その後にJICAにこのケースを助成してくれというふうに持ってきたケースがありまして、ここはどうも今の整理では、私が考えているような整理にはなっていないのですけれども、私が非常に気にしておりますのは、このプロジェクトが始まる前に適当なことをやっておいて、そして実際の時にはこれはもう済んでいるから問題ありませんと、こういう処理のされ方という、いわば脱法的な処理の仕方をされるというのは、ちょっとよくないと思います。このケースは全くその正反対のケースだというふうに議事録等を読みますとわかります。

このオルカリア で実施された住民移転というのは、要するに前の段階で実施された住民移転というのは、このような手続で、例えば根拠となる法律とか手続とか、それにきちんとのっとって処理されたものであり、問題はない、みたいなことが、真っ正面からお書きになったものですけれども、どこかに書いておいていただければ、私

が気になっておりますほかのケースのような脱法的なケースではないのだということがはっきりわかると思いますので、それを入れておいていただけるといいのだがなという、そういう意味です。

基本的にここに書いてありますのは、住民移転はオルカリア との関係で行われたということだけしか、たしか書いてなくて、合法的な手続において行われているものであるということが、根拠法などを明らかにしながら書き込んであれば、私はいいのではないかと思います。きちんとしたJICAの仕事という意味で。

ですから、そこは心配ないのだということで、その論点は取り上げないということであれば、無視していただいても結構です。

木村 ありがとうございます。

この調査の中で過去の手続をレビューして、確認した限りでは、オルカリア の影響住民の手続は、ガイドラインとの整合性上、乖離はなかったということで69ページで、ここにご指摘いただいているのが41と38ページなのですけれども、ドラフトファイナルの69ページの中に。

平山委員 どこでしょうか。

木村 環境項目の上のほうです。用地取得住民移転の調査結果というところで、この項目全体です。上の段全てとなります。調査結果として記載してございます。

平山委員 そういうことで、以前行われた住民移転ではあるけれども、法令違反とか、補償とか、そういう問題がありますけれども、それから強制移転とか、そのような問題は起こっていないということがわかるような記述というものをどこかに入れてほしいということであります。

木村 わかりました。

作本委員 すみません。これ、先ほど平山さんが見えられる前の説明と、ちょうどここで何か出席前に聞いていられたのかなと思って、このオルカリア について、まさに住民移転のところでしこりが残っていてということで。

平山委員 残っているのですか。

作本委員 はい。それを今、聞いて、平山さんいなかったはずなのにと、私は今。

平山委員 私、資料を読ませていただいて残っていないのではないかと思って。

作本委員ですから、センシティブになるのではないかと思って。

鋤柄主査 今日、ご説明いただいたのですけれども、月曜日にJICAのほうは情報が入ってきたというお話ですけれども、世界銀行に対して、オルカリア の補償になりますか。それについて、異議申し立てがあって、それを13日付、受けたということ。

木村 13日付でインスペクションパネルが受理したということなのですが、冒頭申し上げたのは、その内容については、誰が申し立てたのか等々不明なのです。我々が今、承知しましたとお答えしましたのは、この調査の中で確認、我々が直接確認した限りでは、過去の手続上は、ガイドラインとの整合性において問題はなかったと。で

すので、おっしゃった点に対しては、ぶれることはありませんので、そこは反映したいと思います。

作本委員 どうなのでしょう。やはりセンシティブなところなのだけれども、JICA さんはやはりかなりしっかりガイドラインに沿って、これまでもされているので、少なくとも自分たちはそう思うというようなことを、一文残しておいていただくかどうか、むしろありがたい、こういう世銀のほうがむしろ耳に入ってしまったがゆえに JICA さんの場合、ほか何かでもいろいろ住民移転とかしっかりやっているのは聞いていますので、どうでしょう。あまり言い過ぎていいものかどうかもよくわからないのですが。

木村 この調査の中でも確認した結果として、ということは明確に伝えたいと思います。

作本委員 そうですね。前提を置いた上でだったら。いかがでしょう、平山先生。

平山委員 実はほかの、名前を出していいのかどうかわかりませんけれども、ティラワのケースが全体会合でもかなり問題になっておりまして、私が今、言ったような問題意識で、向こうの政府が脱法的なことを行って、そしてその後、それを全部強制的に済ませておいて、その後、このプロジェクトを引き受けるなどということがあったとすると、JICAのほうは、そのプロジェクトだけを見て、問題ありませんということで次へ進める。

こうなれば、全体として住民移転のことについて見れば、住民にとっては非常に違法な行為が行われたというふうに解釈すべきではないかというふうに、私はあの件はそういうふうに受け取っているのですけれども、問題提起された方はそうではないのですけれども、それでJICAの方に、ここにおられる課長に、もし後からこれが脱法的な行為であった、違法なことがあった、例えば先ほどのようなことがあって住民はこれはひどいやり方だったということがわかった場合は、ガイドライン上、もしくはJICAの現地のコンサル等に対する指導上、どういうふうにされるのですかということをお聞きしたのです。

そうしたら、それは必要に応じて考えますというふうなご返事をいただいておりますものですから、それで私が受け取った感じというのは、過去のことであっても、過去のことだからといって、ぱしんと切って、知らないよと、JICAは出されたものについてだけ審査するのだという姿勢はとらないというふうに、JICAが言われたと思ったのです。これは、議事録に残っていると思います。

そこのところがあるので、こういうふうに問題がないのであれば、問題がないということをはっきり書いておかれたらどうですかというふうに申し上げた。でも、ワールドバンクのほうからそんなのが出てきたということになれば、あちらのほうで出てきたということになれば、それを今度はJICAのほうとしては、どういうふうに受け取るのか。

実際に住民移転をされているから、オルカリア では問題がないという整理をされておられるのですけれども、住民移転がオルカリア で行われているものについて、何らかの問題があったということになると、じゃ、 のほうとの関係というのはどうなるのだろうということが、私は非常に気になりますものですから、このケースでは問題ないと思っておりましたので、そういうことを書いていただきたいと思ったのですけれども、そこはどうされるのでしょうか。

木村 そこは冒頭、お願い申し上げたこととしては、世銀のそういったインスペクションパネル受理という事実がございますので、今回この場では助言案までご検討、 審議いただきまして、助言の確定というところは、世銀側の対応を見た上で、確定していただくということをお願い申し上げました。

平山委員 そういうことですか。わかりました。

作本委員 すみません。私、この助言の中にそういうことは、今のコメントが入っていないのですけれども、例えば、今、我々オルカリア 、5番目について、今の4番目の異議申し立てが解決できるまでは、紛争に一応めどが立つまでは、実施を控えることと、そういうような助言というのは、我々としてあり得るのでしょうか。

僕は自分で自問自答して、いいのかどうかわからないのですが、JICAさんだって事情が片付かないうちに、ただいろいろなところに迷惑がかかるわけですね、事業が延びてしまえば。

だけど が片付かないで を先に重なるように進めれば、また予想できない問題も起こるかもしれないと。そんなところでやはり全体にかかわる、今日聞いた内容でありますけれども、助言項目としてそういうのが一つ必要なのかなと。その表現として場合によっては、事業にストップをかけることにもなりかねないぐらいの内容でもありますので、何かいい表現というか、慎重に対応することとか、 と の関係ですが、何かそういうような表現回しみたいのがもしあれば、ご一緒に検討願えれば、ご一緒というのはおかしいかもしれないのですが、また、知を集める必要があるのではないかという気がするのですが。

村山委員 ワーキングだけで動いていいかわからないのですけれども、JICAのほうに伺わなくてはいけないのですが、おそらくインスペクションパネルの結果が出るまでは対応はとれないという気がします。

その上で内容を見て、といどの程度かかわり合いがあるか判断した上で、こちらとしては対応を考えるのかなという気がします。

ほとんど関係なければ、助言の附帯事項として挙げる点があったとして、助言の本体に挙げるかどうかは少しわからない。今日上がってきているこの申し立て事項の中に、 の関係者が入っていれば、結構大きな問題だと思います。

ただ、いただいている調査報告を見る限り、そういうことはないように見えます。 作本委員 と の間に、この不可分一体ではないですけれども、そういうような かかわりというのを見ることができるのですか。不可分一体というような言葉を、も し仮にガイドラインを盾に使った場合には、我々は待たなければいけないということ だと思うのですが。

村山委員 今回、特殊ケースのような気もして、というのは、土地取得は でやって、その上に ができるという形になって、一般的なパターンではないですね。そこも個別に考えないといけないかなという気がします。

作本委員 個別に考えないと。

鋤柄主査 世界銀行に異議を申し立てている方々の、その方々の土地が問題なのか。 それともそれを含めて、オルカリア のための移転計画の作りから含めて、そこの手 続が問題になってしまうのかというところで、大きさが変わってくるような気がしま す。

木村 僣越ながら現時点では、この異議申し立て内容でご判断いただくための事実があまりに少な過ぎると考えております。そもそも誰が異議を申し立てたのか、異議申し立て内容が果たして妥当なのか、そういったことも含めて事実がまだない状況ですので、現時点では世銀の受理した側の反応、判断、これを慎重に見守りながら、その検討を行うということしか言えないのではないかなと考えております。

作本委員 にはJICAさんはかかわっていないのですよね。

木村 かかわっていないです。

作本委員 全くね。そういうことになれば大丈夫です。そういう意味では、先ほど 村山委員がおっしゃられたように、別個の案件であるというふうに考えてよろしいわ けですね。

村山委員 融資はされているのですか。

木村 融資は にはしていないです。 の中で移転をまとめてやった、同じタイミングでやった、その対象の村が四つございます。そのうちの一つの村は、 によって影響を受ける村だったので、間接的に にも影響がある。そういう関係なんです。

村山委員 この最初のページを見ると、何か。

鋤柄主査 Also financed byの中にJICAが入っていますけれども、ここでいっている プロジェクトは、この地域の地熱開発全体という意味ですか。

木村 広いプロジェクトで、そういう意味ではJICAも関係者に入ってきます。

一方で、ここで訴えられている内容は、この先、読み進めますと、 のもとで移転したものということになりますので、よりスコープが狭まってくる。いずれにしても、ここでの内容、あるいは本当に訴えたい方々、それらの事実を確認するまでは何とも判断しがたいということだと理解しています。

作本委員 いずれにせよ、やはり全体の部分で、表現はどうするにせよ、一言言っておく必要はあるのかもしれませんね。あるいは全体会議で決めるような内容になるのでしょうか。

村山委員 ワーキングで議論するということでいいと思います。

平山委員 作本委員が言われたようなものをばっとしたので。でも、そういうこと だと思います、私は。

鋤柄主査 それでは、後での議論ということにして、続きましては、とりあえず質問、コメントへの答えのレビューを済ましてしまいましょう。

そうしましたら42番、村山委員いかがでしょうか。

村山委員 ご回答の形で結構ですが、基本的にまだ移転したばかりで、住民移転そのものについては、十分な記載があると思うのですが、その後の生計回復という意味では、まだ始まっていないということもあり、記載があまりなかったようにと思います。少なくとも農地の質については記載していただいて、そのあたりを充実させていただければと思います。

それから43については、この形で結構です。

以上です。

木村 はい。

鋤柄主査 44は柳委員、これは恐らく前にも関連のがありましたけれども、石田委員ですね。基本的には住民合意の上で、その上にバスを提供しているということ。これでいいと思いますが、これも柳先生に一応確認をしたいと思います。

ステークホルダーの部分、石田先生から、どのように計画に反映されたのか。これ、 お答えに書かれているのは、緩和策の具体的な部分ですね。

ですので、このように緩和策の計画に書き込んであるという、これが絵になるという。これで、恐らく問題ないとは思いますが、念のため石田先生にお伺いします。

鋤柄主査 その他で46番です。作本委員。

作本委員 累積的な影響が気になったのですけれども、発電所については、その影響を考えられておられるということなので、なかなかわかりづらいところもありますが、一応了解いたしました。

鋤柄主査 47番、村山委員お願いいたします。

村山委員 ご回答の形で結構です。

鋤柄主査 48、一通り終わったところで、休憩ということにいたしましょう。ちょっと時間が過ぎてしまったので、5分ほどでよろしいでしょうか。では48分から、切りのいいところで50分から再開ということでよろしくお願いします。

午後3時43分休憩午後3時54分再開

鋤柄主査 すみません、ちょっと長くなってしまいました。

それでは助言の確認といいますか、整理を進めていきたいと思います。

一点、その前に世界銀行のNOTICE OF REGISTRATIONという、これ、冒頭ご説明いただいた時に確認すればよかった。いただいています参考資料のこの3番に来ている

という認識でよろしいのですか。

木村 はい、3番です。

鋤柄主査 3番ですね。

木村 形式要件が確認されたので、受理されたということです。

作本委員 受理まで行っているのですね。

木村 はい。内容の信憑性とか妥当性はともかくとして、形式的には整っているということで3に行ったということです。

鋤柄主査 これから内容について見ますよという段階に来ているということですね。 それではコメントを残すかどうかについて、順番に進めて、その最後にしましょうか。

作本委員 そうしましょうか。

鋤柄主査 では1番目です。これは、石田委員に確認はしますけれども、ご質問へのお答えをいただいていて、これはすみません、ドラフトファイナルにこの中身というのはどこか載っていますでしょうか。それだけ先にすればよかったのかもしれませんが。

木村 1ページのところに、地熱の割合は載せておりますが、電源別までは明記はできていないです。

鋤柄主査 そうですか。

木村 地熱が14.5%ですということは……ごめんなさい、火力、地熱、その他という分類だけを示しておりまして、水力とか。石田委員のご質問は、現状だけでなくて、この先の話だと理解しておりますので、そういった意味では書けていないです。

鋤柄主査 これを書き加えるかどうかを石田委員に確認して、加えてくださいということであれば書き込むということで、これは保留ですね。

2番ですが、2番は結構です。削ってください。

3番、これについても記載がありますね。この3番の石田委員へのお答えについては。 木村 2ページに記載してございます。

鋤柄主査 2ページにあると。わかりました。

これでよいか。もう少しわかりやすく書いてくださいというリクエストが出るかも しれませんが、これを確認します。

4番。これは書いていただけるということで、結構です。よろしくお願いします。

めくりまして、5番、これも石田委員。これは、こういう経緯ですということで、これ自体は、恐らくどこかの記述を膨らませればという、そういうことではなくて、これについてはないのですか。

木村 このものを記載しているものはないです。

鋤柄主査 ですね。そこを書き加えるかどうかについては、確認します。

6番、これは結構です。落としてください。

平山委員 7番ですけれども、最高裁で否決された場合と、回答に書いてあるのですけれども、これは否決された場合なのでしょうか。ということは、最高裁の下に否認とかというのがあって、そしてそこから矢印が上がるということですか。

木村 逆もあり得るわけです。

平山委員 普通は、その否認というのがあったら、もうそれで終わり、最高裁ですから。ですけれども、もとへ戻るところがあるので、それは否認とは言えない。差し戻しですよね。だからそこのところが、具体的にどういうふうな規定になっているのか、これは大きな論点ではありませんけれども、興味があるなと思って。普通、ぐるぐる回しにするということは、ないように思うのです。

木村 そこの用語も含めて、すみません、確認の上で反映させてください。「否決」のまま用いるのは、確かにおっしゃるとおりで不自然だと思います。

平山委員 お願いいたします。それで私のこの7番については、そのように正確な情報を表にしていただけるということで、削除というのですか、取り消しということで、単なる質問ですので。

鋤柄主査 8番、私です。これは書いていただいたほうがいいのですけれども、助言としてどうしますか。一応、成果を書いていただくことにしましょうか。

そうしましたら、回答で頭の部分を生かす形で、表11-1は取っていただいて、かぎ括弧を取って、相違点の検討にしましょう。EIA関連法令の相違点の検討にしましょう、検討において、相違が、その次の点は取っていただいて、のうち自然環境分野に限ることはない、ですね。のうち追加調査を実施した内容と結果についてファイナルレポートに明記すること。それでお願いできればと思います。

そういうことで、すみません、お願いします。

9番、先ほどの法律の件ですが、いかがでしょうか。

平山委員 これは先ほど正確な条文をお見せしますとおっしゃったのですけれども、 どうだったのでしょうかということです。

私が一番気にしておりますのは、一行政官が政府の役人であるにしても、言えるような中身ではないのではないかという気がしておりまして、その基本的な法律との関係がどうなっているのかというのを、条文で見せていただきたい。

木村 これは地熱資源法に関連する。

平山委員 黄色いところでしょうか。

木村 具体的には上の(1)からスタートするのですけれども、ちょっと読みづらい。 6-1です。

平山委員 このthe actと書いてあるのは、これは何でしょうか。この法律のことでしょうか。

木村 この法律についてです。

平山委員 これは法律のことでしょうか。あそこにもthe actって書いてありますよ

ね。the actってこう言えば、法律のことだと思うのですが。

普通はそうですよね。

木村 失礼しました。こちらRegulationsというのは下位の規定であって、上位としてGeothermal Resources Actというのが資源法としてあって、その下の細則としてこのRegulationというのが来ていることになります。ですからactのほうが上位に来て当然で、そのもとでのregulationという扱いになります。そのregulationの中で明確に今お示ししたところが記載されている、そういう整理になります。

もちろん、これ、何といいますか。

平山委員 そうすると、その根拠規定に違憲の疑いはないのですか。要するに財産権の制限というのは、普通、法律でやることにはなっていますよね。財産権の内容を決めるというのは。上位にこんなregulationを作るその根拠規定があるとすれば、その根拠規定の中で書いておかないといけないような中身なのではないですか、これは。

木村 地熱資源法そのものは今は手元にないです。ただそこに関連のものがあって 細則に規定と、最後はこの中で規定するというような立て付けだと思うのです。です から当然ながらactの中の一部をなすもので、より詳細にここで規定するという整理だ と思います。

平山委員 そこでどこまで書いてあるかですけれども、要するに普通の、多分書くとしたらこういうジオサーマルの開発をやる時には、基本的には、一般的な土地の所有権ないし財産権、支配権に関するものを制限することが許される。その内容はこの regulationで定める、ぐらい書いていないと、おかしいのではないかという気がするのですけれども。

木村 上位規定、すみません。手元にそのものがないのですけれども、今、おっしゃったような立て付けになっていると思います。

その上でこの6番を読んでいただくと、詳細についてここで規定するということになっていますので、6-1のところでunder the actですが、under the actということを明記した上でshall authorize the applicant to enter upon or exercise any rights inというところで規定して、この(f)のところです。any area of land declared to be a national park or national reserve under the wildlife act.ですので、ここでwildlife actとの関係が明記されていまして、国立公園内であっても、ここで規定しているものについては、事業を認めるという位置づけになっています。

作本委員 だけども、この黄色のところも指摘してくれたように、国有地で直接的にダイレクトリーにドリルしてはいけないと。自然公園地の中に穴をあけてはいけないよということは、この2行の(2)の上の2行に書いてありますね。

平山委員 私が気になるのは、こういうregulationを作るthe actなるものの書き方に 違憲性がないのかという、そういう疑問ですけれども、要するにそれが仮に裁判上、 憲法違反の疑いがあるような規定が書いてあったりしてあったらこれ、ひっくり返る

のではないかと。普通はないとは思うのですけれども、大丈夫なのですかね。

鋤柄主査 これってどういう意味なのでしょうか。

作本委員 ライセンスをとりさえすれば、公園の中で開発していいですよということを書いてあるのですよね。

鋤柄主査 neitherというのは。否定文なのですか。

作本委員 否定文。本当だ。全面的にnoと書いてある。

鋤柄主査 モスクとかそういうのはやってはいけません。国立公園内でやってはいけません。でも。「でも」ってどこかにないと、できていないですよね。そうなんですよね、これ。このライセンスが、これらの規定に優先することはないという意味なのではないですか。全然逆、逆に私、思ってしまいましたけど。これについてはconsentってどういうのでしょう、何か連絡をしなさいという意味なのではないでしょうか。英語、自信ないので。ほかに出ているのが、墓地とか教会ですか。さすがにそこにはドリルできない。だめだけれども、その場合は(2)はcompetent authorityというのがきっと管理しているところとか、これらの法律の主管官庁のような特性のところかなと思うのですけど。そこと話をしなさいという意味だと思うんです。そこと話をした結果として、こういう条件ならいいですよと。土地を持っているケニア政府から管理を委託されているKWSが、そことKenGenとの交渉の結果、こういう条件ならいいというMoUを結んだということではないかなと推察しますけれども。

木村 関係だとそうなります。competent authorityというのは、まさにおっしゃるとおり、それが今回の場合KWSに該当するということです。

鋤柄主査 原則禁止なのだけれども、管理している当局者と取り決めを結べば許されるという意味なのではないでしょうか。法律用語とか、存じ上げないので。

平山委員 上はいけないよと言っていて、下の2行が、だけど全部だめなわけではないよと、こう言っているのです。

木村 はい。黄色の上の2行が、斜め掘りということを書いてある。

作本委員 斜め掘りですね。

平山委員 それが全部だめだというふうに解釈されてはいけないよと言っているのだけれども、だけど、どういう場合にいいのかというのは、書いていない。

木村 どういう場合にではなくて、一番最後のところ、shall be subject to the consent of the competent authorityということで、competent authorityのconsentに基づいてやっているのですよと言っております。さらにその……

鋤柄主査 了解か。

木村 consentって了解ですね。

作本委員 consentって同意とか合意とか。

木村 (2)が、ちょっと読みづらいのですけれども第2項になります。黄色の上2行までが第1項、条文第1項。第1項が禁止規定及び例外規定ということです。

平山委員 そうですね。こういう場合はやってはいけないよ、だけどダイオキシンのdrainingというのはだめということではないよ。そして、いついいのかといったら(2)のところで、subject to the consent of the competent authorityのconsentがあればいいのだと。そして今回の場合はあった。そしてそれがMoUに書かれているということなのですね。

木村 (3)のことで、より言っているcompetent authorityというのは何だというのを確定しております。

作本委員 原則はノーだけれども、この黄色の(2)の上の2行は例外を認めますよということなのですね。

木村 はい。

作本委員 この規則において、いかなるものも地下の資源を直接掘るようなことを やめてくれというふうに解釈してはいけませんよと言われているから、抜け穴を用意 している、ごめんなさい、抜け穴でなくて例外。

平山委員 そうすると、相手方の機関が3番に当たるかどうかというのが問題になるということですね。

木村 KWSですね。この場合ですと国立公園を管轄しているKWS。

平山委員 それがauthorizeする権限を持っていると。

木村 はい。

平山委員 そうすると、関係する法や習慣に書かれていることによってというのは、 そういうものはあるのですか。

木村 その法が野生生物保全及び管理法に該当すると思います。

平山委員 そこにさっきのKWSがそういう権限を持っているというふうに書いてあるのですね。

木村 Wildlife Conservation and Management Actですね。

平山委員 そこにそういう文章があるのですね。この3番に当たるなというのが。 木村 そうですね。

作本委員 (2)の部分が、下の黄色の上の下の2行を受けているのではなくて、全部にかかっているような書き方をしているのですね。パラ1ですね。パラの(1)というのは全部ですよね。だから上を全部ひっくり返せるということですね。2行だけあっただけで。パラ1、全部ひっくり返すけれども、その途中の入るのを禁止しているのだけれども、途中に入るのも特定されれば、それは権限あるauthorityがオーケー出せるよというのを、全面ひっくり返すことができている。

平山委員 おっしゃるとおりですね。普通こういう法律を作らない。所有権に関する限りは作らないと思うけど。

作本委員 原則は厳しくノーですね。

平山委員 国有地だからということなのですかね。営造物公園で。そういう根拠規

定があるということであれば結構です。

鋤柄主査 そうしましたらば、これは。

平山委員 これ、質問ですから。

鋤柄主査 よろしいですか。10番、私ですね。このようにまとめの部分を作っていただければ結構です。11番。

作本委員 11番、これは説明ですから削除で、了解です。

鋤柄主査 12番、柳先生の分でこれは、冷却塔の位置については、基本的に発電所内に作るので、ということですね。発電容量に依存するので、小さいほうがいいと言って勝手に小さくできるものではないと。これで大丈夫だと思います。これはこれでよろしいですかという確認をします。

次も柳先生ですね。影響は小さいと。これ、影響は小さいと考えられるので緩和策 は検討していません。これもこれで、大丈夫だと思うのですけれども。確認します。

作本委員 本人に確認しないと異臭自体が生じないのでなくて、若干なりとも出る と言っている。

鋤柄主査 出るけれども影響はない。

作本委員 影響はないと、そういう二段構えですよね。

平山委員 ここの書き方ですけれども、回答の書き方ですけれども、ここの説明は、自然由来の発生源が多いから、もともとあるよと。だから発電所から少々出てきても問題ないという言い方になっていると思うのですけれども、これは、逆ではないですか。自然由来のものがあるから、少々のレベルの少ないものが排出されても、全体としては問題になるレベルがあり得るというのが正しい理論ではないのですか。

だから回答を書かれるとしたら、総合的に見て、許容範囲内だという書き方がどこかにないと、答えにならないのではないでしょうか。

木村 総合的には、ガイドライン値を満たしているというところに尽きます。補足としてオルカリア地域は地熱地帯があり、ということで自然由来の発生源が多いと。

作本委員 自然由来というか、バックグラウンドの汚染というのは、例えばほかの放射能だとかヒ素だとか、こういう説明はなかなか受け入れられていないですよね。 やはり自然由来の発生源もあるものの、トータルとしては安全であるというか、影響は小さいというような、そういう表現のほうがいい気がします。ほかの分野でもこれ、実際に議論されることが多いので。

鋤柄主査 そうしましたらそれ、お答えのほうを、作本委員ご指摘のように書きかえて、それで柳先生にお伺いするということにしたいと思います。

作本委員 では発生源があるものの、というぐらいの感じの回答の文章にして柳さんに出されたらよろしいのではないかと思いますけど。

木村 わかりました。ありがとうございます。

鋤柄主査 14番、15番も私ですね。どうしましょう。確かに国立公園が後だという

ことは書いてあるのですね。では結構です。それを読み切れなかった。すみません、何遍も変わりますが、一応、地熱資源ライセンスのハッコウは「発効」でよろしいのでしょうか。地熱資源ライセンス、この言い方で、地熱資源ライセンスの発効とヘルズゲート国立公園の設定時期に関する時系列の整理をファイナルレポートではより明確にすること。

木村 開発許可。

鋤柄主査 開発許可ですか。地熱資源、開発が。地熱資源ライセンスの発効とヘルズゲート国立公園の設定に関する時系列的な整理を、ファイナルレポートではより明確に記述すること。ちょっと回りくどい言い方ではありますね。いいのがあればまた。15番も消していただいて結構です。

16番、石田先生。これは図をこちらに置きかえるということで、恐らく大丈夫だと 思うのですけれども。

これはもう反映されるということなので、大丈夫かと思います。

作本委員 本人の判断でいいのではないですか。

鋤柄主査 そうですね。ではこれは。

17番は。

作本委員 17番、文章を作らせていただきますが、スコーピング表では、環境社会影響が想定されない付帯事業、括弧して左のほうの回答欄の送電線とか何とか三つを入れていただいて、括弧閉じで。についても、環境社会影響の有無などについて、DFRに、もうDFRは済んでいるのでしょうか。FRに記載すること。ついての次に点をお願いします。とについて、FRに記載すること。環境社会影響という言葉がダブっているので、後でまた考えさせていただきます。

鋤柄主査 18番は。

平山委員 18番は、回答のところにある、この場合、安全のためにセメントを地上から坑井内に流し込んで廃坑処理を施しますと書いてあるのですけれども、これはファイナルレポートに書いていただけるということで理解しておいてよろしいでしょうか。

木村 反映いたします。

平山委員 それでは結構です。

鋤柄主査 では19番、石田先生。この趣旨は別添 の地図に置きかえるということでよろしいのですね。図7-4ですね。ですから、先ほどの絵にこの緑色の国立公園が入ると、それとすぽっと入れかえるということであれば、そういう理解でよろしいですか。というふうに石田先生に。

木村 河川と湖という箇所で、この図7-4が入っておりましたので、そこを置きかえてしまうとちょっと全体の趣旨と異なってしまいますので、もし入れるとすれば、図 6-3、9ページの調査対象地の概要という項目の中で示している、この区域の中でより

明確に、必要な要素はここに入っているのですけれども。

鋤柄主査 入っていますよね。石田先生がごらんになったのはこれだ、そうか。下 が衛星画像かどうかという違いなんですね。

木村 もしよろしければ、石田委員にこの9ページの図でその関係はお示ししておりますが、そちらでよろしいでしょうかというようなことをお聞きして。

鋤柄主査をうですね。

木村 よろしいですか。14ページのところというのは、ちょっと不自然のような気がしますので。

動柄主査 そうですね。ここに入れると全部に入れなければいけなくなってしまいますね。

20番、石田先生のマネジメントプラン、これはこのお答えの中身は、伺いましたね。 まとめた形では書いていないということでした。では、これをどこかに書けという指 摘になるかと思いますが、どこに書くか含めて石田先生にお伺いしましょう。

次が21番、これは私ですね。結構です。消してください。

22番、石田先生、この別紙は、これも入れられますか。

木村 これは先ほどの議論に基づきますと、ケニア側に公表の可否を確認した上で、 可能であればそれを盛り込むという対応にしたいと思います。

鋤柄主査 ではこれは、回答といいますか、助言といいますか。そのようなことを回答のところにつけ加えていただいて、加えるとすると、7-5とかそういうところに加わるのでしょうか。そうですね。ヒョウとハゲタカ、特出しになっていますね。

23番は、これは私のほうから。すみません、これ、確認なのですが、この15番の環境社会配慮調査結果、55ページから枠の中に入れてある部分なのですが、これは既存の、といいますか。基本的にはケニアのほうでお作りになったESIAからの引用ですか。そういう位置づけなのでしょうか。

木村 引用の部分と、必要に応じて追加で確認したものを盛り込んだもの、両方が まざっております。

鋤柄主査 資料をいただいた時に、既存のESIAはもうライセンスをとっているので変えられませんという念押しをされているのですが、ここに関しては、これを加えてくださいというようなお願いすることは可能ですか。

木村 新たな確認項目。

鋤柄主査 と言いますか、今、具体的に言いますとケニアの国内希少種についても書き加えてくださいというふうに言おうとしているのですが、それについてはもとのESIAに書いていなくても追加は別に構わないですか。

木村 ここも新しく記載したものですので、追記は可能です。

鋤柄主査 そうですか。わかりました。

木村 先ほど議論の中で申し上げたように、66ページとそれと本文の16ページあた

りにケニアの希少種についても加筆するということでご回答申し上げておりますので、 その方向で修正いたします。

鋤柄主査やっていただけるのであれば、それで。

続きまして渡り鳥のところです。これについても書き加えていただけるということで、これでお願いします。

これは、送電線は、恐らく問題ないだろうという判断ということで、結構です。

モニタリングのところは、もうちょっと丁寧に書いていただいたほうがいいなと思いますので、26番ですね。

よろしいですか。国立公園の項目に係る、26番、27番でもいいですけれども、環境管理計画・モニタリング計画について、地点と責任機関の記述を整理するとともに、モニタリングの内容が提案された緩和策を受けていること、反映しているにします。答えを受けて。いることを明記すること。先頭にファイナルレポートでは。そうですね。それでお願いいたします。

そちらでフォーカスしたということで、27番は削除で結構です。

28番。

作本委員 28番、残させてください。私のほうの質問に入っておりますけれども、「また」の次の、動植物生態系に対する環境影響の有無及びその程度について、FRに記載すること。

鋤柄主査 硫化水素というのはどこかに。

作本委員 硫化水素。ごめんなさい、硫化水素を落としてしまった。対する硫化水素のH₂Sに関する環境影響の有無及びその程度について、FRに記載すること。以上でとりあえず。ありがとうございます。

鋤柄主査 続きまして29番。

作本委員 29番は削除で、なしで結構です。

鋤柄主査 平山先生、これ。

平山委員 30番は、先ほどの28番、作本委員の28番の後に影響があるのであれば、スクラバー等の導入を検討すべきである、みたいなのをつけ加えるのが一番素直だと思うのですけれども。どうしますか。ここも質問だけだったのですけれども、硫化水素と騒音だというふうに言われたのですね。硫化水素と騒音だというのはどこかに書いてありましたか。

木村 RAPの中に記載してあります。

平山委員 書いてあります。そうすると28番で、どういう文章になるのでしたか。 その程度についてFRに記載すること。

作本委員 硫化水素に限ってしまっているから、もしつけ加えるならば。

平山委員 要するに影響があるということが明らかであれば、スクラバー等の導入 を検討すること、みたいな話になるのですけれども、先ほどの。 作本委員 必要があれば、スクラバーについての導入を検討とすることという形、 入れますか。

平山委員 でも、硫化水素と騒音で、硫化水素の影響は大きくないというあれだったので、ここに出てくるその程度というのは、別に大したことはないという結論になるわけですね。そうするとスクラバーはいいかということですか。では、おります。

鋤柄主査 そうですか。よろしいですか。

では騒音について、村山委員、いかがでしょうか。

村山委員 私のコメントの最初の点までコピーしていただいて、それは2番目、最初の点まで。ことから噴出試験への緩和策を検討し効果を確認するとともに、供用時を含めて夜間の状況が把握できるようなモニタリング体制を検討し、FRに記載すること。 鋤柄主査 そうしましたら32番、これについてはこの内容でいいかどうか、石田先生に確認するということです。33番、これは落としていただいて結構です。削除で。 34番、村山先生いかがでしょうか。

村山委員 34番は少し文章を短くします。国立公園内を含めて計画されているパイプラインや道路の敷設については、建設着工前に動物の移動状況を把握した上で、パイプの形状変更やバンプの設置等の緩和策を実施する旨、FRに記載すること。

鋤柄主査 よろしいですね。35番、石田先生、これはこの回答の記述に書かれている該当部分を加えていただいて、これで石田先生にご確認をお願いするということにしたいと思います。

社会配慮に来まして石田委員、これも具体的な時期に、これもどこかに書いてあるのですね。

木村 この調査で行った8から10月という限定的なことは書いていないです。ただ、明らかにこの調査期間というのはありますので、そのものの記載はないですけれども自明のこととしてあります。

鋤柄主査 調査期間、先頭に書いてあるのでしたか。

木村 ファイナルレポート、表に出てきます。いつからいつまでやったということ は出てきます。

鋤柄主査 そうですね。30日とかということは出てきているのですか。

木村 そこまで記載、ファイナルレポートにその情報が必要かどうかということを 石田先生にお聞きするということでよろしいですか。

鋤柄主査 そうですね。ここまで必要かどうかは確かに。

37番も石田委員。これはここに書いてあるということですね。これで十分かどうか、 ご確認いただくということにしましょう。

38番も同様ですね。78ページ、ナイパシャ湖。この水の使用量についての記述が必要かどうかということをお伺いするということにしましょうか。覚書について、作本委員、どうでしょうか。40番ですね。

作本委員 これ、すみません。削除で。

鋤柄主査 また41番ですが、これはどうしましょうか。まとめて後で聞くようにしますか。

そうしましたら42番、これも、村山先生。

村山委員 42、これはそのままコピーで生かしていただければと思います。43は削除で結構です。

鋤柄主査 44番は柳先生の、これは私が覚えていないだけですか。同様の値があったような気はしましたが、勘違いですか。これはこの旨の記述があれば、その場所を書いていただいて、ここに書いてある程度の記述でいいかということをご確認していただくことになるかと思うのですが。ありましたか。緩和策のほうですね、きっと。

木村 バスの供与はDDRのほうに記載してございますが、ここの回答そのもので前 半部分は記載がないです。ファイナルレポートは69ページに少し詳し目に十分な補償 を行っていますとか、どういう価格でやったとか、そういった関連記述はありますが、そのあたり含めて今の記載内容で十分か、あるいはこういったものも含めたほうがいいかということを記述する形にさせてください。

鋤柄主査 そうですね。

次が45番、石田先生ですね。これは基本的には緩和策に書いてあるので、この記述で十分かどうかということを聞いていただければと思います。

そして46番。

作本委員 了解です。これ、削除でお願いします。

鋤柄主査 よろしいですか。47、48、村山先生いかがでしょうか。

村山委員 ここ、この二つ、47、48、一緒にして、47番、道路の補償と書いてあったのですが、これは「舗装」なのですか。「補償」なのでしょうか。移転地の道路の補償となっていたところがあるのですが、そこは舗装ですか。

47、48、一緒にして、住民移転地の道路の舗装、電気の接続、移転先の所有権の移転に関して相手機関から必ず報告を受ける旨FRに記載すること。ちょっと速過ぎましたか。すみません。

住民移転地の道路の舗装、電気の接続、移転先の所有権の移転に関して相手機関から必ず報告を受ける旨FRに記載すること。

鋤柄主査 それで48まで来ました。冒頭の異議申し立ても課題になっていて、41番に戻っていただいて、これをどうするかということです。

作本委員 私のほうでこれ、平山さん、後でまた手直し等お願いしたいのですけれ ども、作文しましたので、案ということで書いてみていただいてよろしいでしょうか。 オルカリア に対する世界銀行への異議申し立ての議論動向を勘案しつつ、本案件 の実施を慎重に判断する旨、FRに記載すること。すみません、ご検討ください。

鋤柄主査 いかがでしょうか。

作本委員 実施まで踏み込んで......

村山委員 今後の予定にもかかわるのですが、助言を確定する段階では、世銀の判断というのはもう出ているという判断でよろしいですか。

木村 今日、審議をお願いしたのは、そちらのほう、条件つきでここで審議いただくこととなりますので、確定いただく際には、世銀の動向を見た上で確定いただくということになります。

村山委員 その後にFRを確定するということですね。

木村 そこがFRを、そうですね、時系列でいうとそうです。

村山委員 FRがその前に出るということはないですね。ということに考えていいですか。

作本委員 今、こちらの手続を見ると、やはり21日を2回以上繰り返しますから、 やはり2ヵ月ぐらいは少なくともかかりますよね。一番スムーズにいって。

木村 ですから今日、助言案ということでご審議いただいたわけですけれども、確 定いただく際には村山委員のおっしゃるとおりで、世銀の動向が見えたところで確定 いただく。

作本委員 我々のほうで時間を待って、確定を延ばすだけのことでよろしいですか。 木村 そういうことにしていただけるとありがたいです。

作本委員 この段階では、例えばこういう記述というのは待ってくださいというようなことだけを、というかむしろそちらのほうで見張っていてくださいということを入れておく。

木村 むしろこれは今日時点での我々に対する助言といいますか、ご示唆だと受け とめます。

作本委員 この書類だけ見せていただいたという。

木村 このドラファイへの助言ということ、それは最後確定いただく時にまたその時の状況を見て。

作本委員 その他かあるいは全体かということになるかと思うのですけれども。こういうことを入れることによって大きな差し支えというか、予定されていないコメントということになるのか、そこは大丈夫ですか。あまり土俵の違うようなことを言っているというようなことになるようでしたら。

木村 ファイナルレポートも、世銀の動向を確認するまでは表に出せないと思いますし、完成させられないと思いますので。

作本委員 そういった意味では、先ほど村山委員のコメントとたがわないような助 言を書くと。

鋤柄主査 今の話でいくと、むしろ今、作本先生が言ってくださったことについては、ファイナルレポートというよりは次回の全体会合で、案として最後にお諮りするのですか。そこがちょっと難しいですね。

平山委員 その手続に入る前に、この案についてなのですけれども、今の段階ではここまでで済ませるということは、世銀の結果が出た時に考え始めるというポジションですよね、その中身を。

ですけれども、例えば住民の幸福なりなんなりを最優先に考えるとか、それからもう一つ気になっておりますのが、四つの村があって、その中の一つが絡んでいるという、そういうお話がありましたけれども、それはそのままずっと出てくるのだと思うのですけれども、その時に、オルカリア に関係があると考えて対応するのかとか、要するに対応するというのはそのとおりなのですけれども、どういう基準でその時に対応するかというのを決めておく必要というのがあるのかないのかと、決めておけとまでは言わないのですけれども、その時に白紙でJICAのほうでそれなりに、こういった言葉、いろいろな意味で悪いかもしれませんけれども、都合がいいように、JICAに都合がいいように判断をするということを、これは認めていることになりますよね。それはこのプロジェクトのために本当にいいのかなというのが。

鋤柄主査 ただ、平山先生、全体手続の話になると思うのですけれども。

平山委員 勘案する時の基準というのが要るのではないかということですね。

作本委員 そういうことで今、それを気になっていて、そういう判断という言葉を 私、最初、実証を検討すると書いていたのだけれども、自分のメモで、やる、やらな いも含めた判断も、書面からさっき書いておいたほうがいいということだったので、 そういう強い言葉で判断という言葉を使わせてもらっているのですけれども。

平山委員 それからもう一つは、慎重に判断する、ということは、これは役所で日本の政府が使う時には、むしろやらない方向でというニュアンスを持ちますよね。ですから、そういうことも入れて、それからしかも勘案しつつ、というので、こういう条件ならいい、こういう条件なら、こういう状況であるなら悪いという、そういう基準がなくて、しかも慎重に判断する。こうやると、もうやめる方向で考えようねということに、下手すると読まれる可能性がありますよね。政治家が使う言葉だとすると。

それで先ほどちょっと申し上げたのは、JICAのほうでは何を検討されるのだろうかと。それから関係があるのは、四つの村の中の一つと関係あるということで、全く無関係ということは多分ないのでしょうけれども、では4分の1だから適当でいいという方向でやるのか。それとも全部絡んでいるかのように全面的にやるのか。見直しをするという意味で。JICAのガイドラインで全体を見直しするみたいな、そういうふうな方向で検討されるのかという、そこらのニュアンス、JICAの基本的な勘案の姿勢というものを入れておく必要が助言委員会としても、それからJICAのほうとしても、JICAのほうの都合としても、何かあったほうがいいのか悪いのかということを含めて、さっきから首をひねっている。特に世銀の結果が出た場合に、今から1年ぐらいかけて検討しますからというわけにはまいりませんよね、当然のことながら。

そうすると、何らかのことを考えておいて、そうするとこれが非常にいい前例にな

るのではないかと思うのです、私が言ったような断行的なやり方。

作本委員 平山さんのご意見、もっともだと思ったんです。やはりJICAの環境社会配慮ガイドラインに照らして慎重に判断するという、そういう条件は前提でつけたらいかがでしょうか。ある意味、白紙なのだけれども、ガイドラインを超えてはできないという形の一つの物差しを。

平山委員 だけどその場合にJICAのガイドラインだと、どのような形で影響を及ぼすか、機能するかということについては、全体会合の時のJICAの方の説明では、十分結論が出ているようには、私は思わないのです。でも言葉としては、そういうことかもしれません。

木村 すみません。二つお答えしてよろしいですか。

まずドラフトファイナルに対するご助言という点、それから私どものアクションという点、まず前者については、今、おっしゃったとおり、我々のガイドラインに基づいた整合性をこれまでレビューしてまいりましたので、それについては何も問題はないということを、これまで確認した限りにおいては記載しております。その旨は今、記載しても何ら内容を変更するものではないです。

というのは、前提としては先ほど申し上げたとおり、異議申し立ての内容があまり 事実の情報が少ないからです。

もしここでDFRへのご助言という場合には、世界銀行への異議申し立ての議論動向を注視しつつということで、必要に応じて追加、JICAガイドラインに基づいた追加確認を行うこと。そちらが恐らくDFRのご助言になるのかなと思っております。

一方で、世銀の議論の動向をただ注視して座して待つのかというとそうでなくて、 私どものアクションとしては、これは今回のDFRのご助言の範囲を超えるかもしれま せんが、直接、実施機関との対話がずっと続くわけですので、今、こういった状況が オルカリア のほうで起きているけれども、実際どうなのかという事実確認、それか らもちろん世界銀行とのコンタクトに基づいた事実確認、そうしたことは今、私ども がこのレポートとは別にできるアクションになります。

その内容次第では、必要に応じてオルカリア の影響を受けた住民に対する状況の確認ということが発生いたしますので、そういうことは別にアクションとしてはとっていきたいと思います。

平山委員 いや、私が心配しておりますのは、今、おっしゃられたことの一番重要なポイントというのは、JICAのガイドラインに基づいてその調査をしてきた結果については、住民移転について何ら問題はないというふうに言っておられるのですけれども、ここで、世銀でそういうふうなクレームが起こったということは、これは問題があった可能性が強いということを示しているのです。

つまりJICAが問題がないと結論することがおかしいという状況になったということなのです。そこを踏まえて、実際に結論が出た時にどうするのかということを考えて

おかなければいけないのではないかと、私は申し上げたいのです。

木村 ですので、必要に応じて、というのはまさにそういう趣旨を盛り込んだものです。

それと可能性が「高い」と、今、おっしゃいましたが、まだ可能性が「ある」ぐらいなのです。可能性が高いかどうかはわかりません。異議申し立てがなされて形式要件が整った上で受理された、そこまでしかわかりませんので。実際、これ、本当に非影響住民からの異議申し立てなのかどうかもわからない状況ですので、今、おっしゃったような可能性が高いというところまでは今現在、わからないというのが事実だと認識しています。

平山委員 それでいいのですかね。

鋤柄主査 おっしゃった上で、ここでは待てといって、私ども今日、ここへ来る前は、求められていたのはファイナルレポートをどうしましょうかという話だったのです。恐らくこの並びでは、ファイナルレポートはどうしましょうという中身でないとおかしい。

ですから、世銀での議論を待っていると、ファイナルレポート最終版ではないかもしれない、公開版ではないのかもしれませんけれども、それには間に合わないので、今、平山先生がおっしゃったのはとても正論なのですけれども、今の前提としては、今、ここにDDRとDFRに書かれているものに照らすとどうなのか。ファイナルレポートに当たっては、こういうふうにしたほうがいいのではないかというご提案を載せて、注釈といいますか、アスタリスクをつけておいて、助言案の表紙になるのか最後になるのか、実はこういう状況になっていて、それが確定しないとこれ、このまま進むわけにはいきませんということにするのがいいと思います。

過去にこういうことがあったのか、私も存じ上げないのですが、助言案を確定するための議論を全体会合に出すのではなくて、こういうことをワーキングで議論しましたという、そういう報告を全体会合に差し上げて、今後のさっきおっしゃったJICAのアクションとしての選択肢、そういうものについてはこういう意見がありました、というのは助言案に関する議論ではないので、それを一緒に載せるというのは、平仄が合わないといいますか。

作本委員 冒頭に入れるということですね。メール交換によって審議したというと ころの並びに、将来の状況によっては変わり得るという、そっちに入れるということ ですね。

村山委員 ただ、助言案を確定して助言として公表するわけではないので、それが今のご議論だと、世銀の判断が出た後に確定して公表するということですから、助言委員会としては助言案をこういう形で、ワーキングで議論して、全体会合でそれを報告する。

一方で世銀の方では、こういった指摘も出てきた。そこでとどめるということでい

いのではないかと思います。

世銀の結果が出てきた段階で改めてワーキングを開くかどうかはわかりませんが、このワーキングのメンバーで検討して、必要な文言を加える。もしかすると本案件と全く関係ないところで話が動いているのかもしれないし、逆にとても関係あるかもしれない。いただいているDDRを見る限りは、そういうことはないように見えるので、そこを確認しないといけないのではないかと思います。いずれにしても議論はできるのですが、用語として加えるという時点ではないような気がします。

作本委員 文中の助言案文のどこかにこういうふうなことを触れて、我々も一応気をつけていたと、この文章が勘案で弱いというのだったら、先ほどの言葉のように中止とか、あるいはJICAが確認するとか、主語をもう一つJICAは、とか入れるということで強調することはできると思うのですけれども、やはりおおむねメール審議のところのもっと上の段階に書き込むのには、ちょっと抵抗を感じるのです。

このあたりのどこかに我々は今、知らされたし、これは知らないでは済まないから、 せっかく教えてくれたこと、お互いやはり慎重な方向に行きましょうということで、 どこかに記載、本文中に、助言案文の中に記載して十分かと思います。

村山委員 助言案の中というよりは、こういう議論があったということを共有するということが重要だということです。

平山委員 だから加えるとしたら、ガイドラインという言葉をどこかに入れるという、そこでとめておくという。

作本委員 ガイドラインに照らして、ということですね。

平山委員 ここのJICAのほうでは、もうちょっとどういうふうな言い方にしたいかということで。

木村 それは村山先生のお話に基づくと、この助言の内容ではなくて、この外でそういうことを注記していただくということ。

村山委員 外ですね。

平山委員 これそのもの。

木村 だと私は理解しました。

平山委員 そういう意味ですか。これそのものを外に出すのですか。

鋤柄主査 助言案の議論と、一つ今後注意して、この世銀......

平山委員 それだったら私はコメントを助言案にするという、下手すると。そして、外でコメントするみたいな感じなのですか。あれは問題がなかったということを確認ないし明確にしておいてくださいとファイナルレポートの中では、と。

木村 いただいているコメントを助言にしていただくということだと、並べて書いていただいても、それは全然、差し支えないと思います。

平山委員 そしてアスタリスクか何か書いて、こういうことがあったと、出てきた時にはまた白紙で別途検討を始めましょうと、こういう話ですか。

動柄主査 それでよろしいのではないでしょうか。それがかなりさっきまでの認識 だったと思うのです。

平山委員 そうですか。

村山委員 41番のコメントを生かすということが、正当な方法だと思います。

平山委員 コメントとしては。

村山委員 アスタリスクという話は、また私は違和感がある。あくまで助言案にと どめて、結果が出てきた段階で最終的に確定するわけですから、そこまで我々が記憶 しておいて、数ヵ月後に。

動柄主査 助言案、かなりその一助言というよりは、もう少し大きい感じですけれ ども。

村山委員 そうですね。ですから、そういう意味では表紙に文言を追加するということだと。

作本委員 枠の外に出すということの意味が、上に置くか下に置くかということも あるのですけれども、どうなのでしょうか。助言案以外に我々は何か提言するという、 できれば僕は、平山さんのこれの流れのほうがいいのか。あるいは抽象的に全体にか かるようにしておくか。助言の枠の中のほうが扱いやすいような気がする。

村山委員 41番のコメントは、ある意味事実関係を確認してきましたから、それは。 作本委員 これは妥当な、極めて適切な。

村山委員 世銀のことがなくても全然通じます。ただやはりあくまで申し立てが出てきた段階で事実関係は不明なので、それを確認した上で扱いを考えたほうが生産的だと思います。必要であれば表紙に明確に書く必要があるかもしれません。

平山委員 その私の文章のところですけれども、住民移転における対応の概要を記述し、ぐらいに普通の眠くなるような表現で、概要を問題がなかったことを明確にしておくべきである。

作本委員「なお」か何かでつなげますか。文章を一緒にしてしまう。

平山委員 記述しておくことを。

鋤柄主査 そのほかに本件についてはこういう問題といいますか、こういう状況になっていて。

作本委員 さらっといくなら、「なお」で追記して、さっきの環境社会配慮ガイド ラインに照らして慎重に対応することとして、そういう形で少ししますか。

鋤柄主査(いや、特出しでご報告したほうがいいような気がする。

作本委員 特出しで。切り離してですか、二つ。

鋤柄主査 特出しといいますか。ファイナルレポートに関しての助言はこうで、そのほかに、平山先生おっしゃったように。

作本委員 事業の一部ではないと。

鋤柄主査 もう少し重大なこととして、前提として進めてきたオルカリア の手続

に異議が申し立てられていると、これはこのままでは進めることはできませんと。

村山委員ですから助言案としては、こういう形で整理していただいて。

作本委員 番号なしということですよね。番号なしで。

村山委員 それに追加して、主査のほうからご発言をいただければいいのではないかと思います。

鋤柄主査 文章にはせずに、ということですか。

平山委員 それだったらファイナルレポートを作る手続をとめる理由にならないと 思うのですけれども。

鋤柄主査 ファイナルレポートはファイナルレポートで作られるのだと思うのですけれども。

平山委員 そこまで言われるのですか。

鋤柄主査 その先にファイナルレポートで前提としたことを踏まえて、前提が続いていれば先へ進めると思います。その時点でその前提が崩れたということであれば、そのまま進むことはないだろうというふうに思うのです。

作本委員 二つの方向があると思うのです。今の世銀のほうでどういう解決をとろうが、実質、このオルカリアの5番目が実施されるというならばそれはいいけれども、JICAさんが判断して実施されなくなった場合、そういう場合は我々予見できる二つの可能性のうち一つが推測つくのだから、やはりどこかでこれはどっちにでも、変ですけれども、逃げるわけではないのだけれども、判断がつくような、予見できるような方向をガイドラインに基づくというようなことをどこかに入れておかないと、という気がするのです。

口頭でというのは、僕は反対なのですけれども。二、三ヵ月先かわかりませんけれども、このプロジェクトをやるか、また場合によっては、やらないかというJICAの判断をつけるかもしれないですよね。どちらかわからないのですが、その時に我々、知っていたのに、ということになるとそれは整合性がとれないですね。

鋤柄主査 助言確定ではなくて、どういう形にすればいいですか。

なお、ということでご報告、もちろん全体会合にはご報告しなければいけないことなのですが。助言案をご報告した上でこういう事態になっていましてと申し上げて、12月1日、再来週の月曜、あまり進んでいないですね、きっと。少しでも何かあれば言っていただいて。

木村 12月1日はいずれにしてもこの助言案を確定してください、という形では、 全体会合には上がりませんので、途中経過報告といいますか、今、こういう状況です ということをご報告いただく際に、この一番最後の情報が入るのかなと思ってござい ます。

一方で、世銀での判断がある程度進展が見られてから、助言の確定を全体会合にお願いする形になりますので、その場合には、この情報自体はもうなくなっていると。

鋤柄主査 そうですね。

木村 場合によってはこれまでにご検討、ご審議いただきましたこれらの助言内容にも若干の影響が出てくるかもしれません、その世銀の結果次第では。

だけど、逆で何も影響がないかもしれません。助言案の中に、あるいは確定する助言の中には、この項目自体は途中経過として載っけてしまうということになると思います。

鋤柄主査 そうですね。わかりませんという状況なのですと言っているわけですから、わかってくれば当然消えるわけですね。

作本委員 実施主体は違うのですよね。こちらの は世銀だけですよね。JICAが入っていないということは。

木村 ファイナンスはEIB、ヨーロピアン・インベストメント・バンクも含まれます。 作本委員 については、いわゆる実施主体が全くJICAだけですか。

木村 は今のところ、ファイナンスはJICAのみということで、世銀は入っていないです。

作本委員 別物ですよね、事業自体は。事実上はいろいろなかかわりがあるにして も。実施主体というか、責任が及んでくる、違うのですよね。

木村 正確に申し上げると、実施主体というのはKenGenで、同じなのです。発電公社。ただ、それに対する融資者が異なるということです。

平山委員 そういうことであればあるほど、先ほどの私の文章ですけれども、問題がなかったことを明確にしておくべきであるというのは入れていただきたい。

当初の意味というのは、例の事前に脱法行為をしていないということをあらゆる機会を捉えて明らかにしておくという、そういう意味があるということなのですけれども、今回のこの場合もそれで入れようとしたら、こんなことが起こったということになるので、先ほど削った、問題がなかったことを明確にしておくこと、記述し、問題がなかったことを明確にしておくこと。おくべきである。おくことで結構です。

それを書こうとしたら、問題がある可能性が出てきたということですね。そうする と話がつながります。

鋤柄主査 そうしましたらすみません、時間が大分超過してしまっていますけれど も、頭からざっと確認して、その後スケジュールということだったと思います。

最初が、実施した、ですね。追加審査を実施した。したものの内容と結果について、 DFRも明記すること、ということです。

作本委員 もののものの、2回あったみたい、今。

鋤柄主査 そうですか。

作本委員もののうち、ものの。

動柄主査 相違が認め、そうですね。ではその、したもののを切ってしまいましょう、下側の。追加調査の。これで結構です。

また何かあったら直してください。

これはライセンスの発行で言い方としてよろしいのでしょうか。

作本委員 設置ですかね。公園の設置。

鋤柄主査 設置、設定。

作本委員 地域だから。

木村 ドラファイの中には「指定」という表現を使っています。

鋤柄主査 指定ですか。では指定にします。それが正しい。

文章としては美しくないけれども、間違っていないと思います。

作本委員 マトリックススコーピング表でなくて、ただのスコーピング表でもいいですか、表記は。回答ではそう。スコーピング表では。FRに、というのを取ってしまうとおかしいですか、これ。どこどこに、というのが、どこどこに記載というのがダブっているのですけれども、後半のFRに、というのを取ってしまうとこれは正確でないですか。

鋤柄主査 誤解はないとは思いますけれども。

作本委員 FRのスコーピング表では、おかしいですか。

鋤柄主査では戻していただいて。

作本委員 戻していただいて。

鋤柄主査 FRに。

作本委員 わかりました。字句はちょっと、「では」はおかしいから、直させてい ただければ。

鋤柄主査 そろえるとすると、頭の「FRでは」をFRにすることになりますけれども、いいですか、その辺は。

土生 統一するのであれば、ここにFRと入れたほうが統一になります。

鋤柄主査 そうですね。そろえますか。先頭のそれを取っていただく。

作本委員 すみません、H₂Sのである、の環境影響の有無及びその程度について、 FRに記載する。それでお願いします。

鋤柄主査 よろしいでしょうか。

村山委員 少し長いので短くしたほうがいいかもしれません。

平山委員 あれは、私のほうはなしですね。

作本委員 49番。32ですね。

平山委員 今、聞かれたのは30番をどうするかと言われたのでしょう。30番は落と したのではなかったですか。

作本委員のと、たしか同じで28と同じということで。

作本委員 28は私、落としました。

鋤柄主査 すみません、ちょっと戻って。

平山委員 生態系に対して記述することみたいのがあったのではなかったですか。

作本委員 それで、平山先生のを何か追加するということを言っていたのは。 さっきの話、スクラバーでしたよね。

H₂Sを入れてこれで追加した。

平山委員 もうこれで。

鋤柄主査 これで結構で。次へ行きましょうか。ちょっと短くする可能性があるということで。次をお願いします。こちらはいかがでしょうか。

村山委員ひとまずこれで。

鋤柄主査 そして問題の47、明確にしておくこと。42番、農地、これは。

村山委員 ひとまずこれで。

鋤柄主査 よろしいでしょうか。

番外のは消していただいて。

これでいいですか。もう1ページ。

石田委員、柳委員の回答のところに、何ページに書いてありますというのを加えていただいて、それで確認していただくことにいたしましょう。

助言案のほうはすみません、これでまとめていただいて、1日ということは来週1日、 営業日が少ないのですね。

村山委員 来週木曜日までに確定ということですね。

木村 確定できないので。

村山委員 助言案の確定。

木村 そうですね。助言案として。

作本委員 少し延ばしていただいて。

木村 1日に確定というのはできないので、その場合のこの案の確認、ご欠席の。

長瀬 そうすると次の全体会合でお決めいただく。1月9日。

鋤柄主査 そのくらいで、ずらすでよろしいですか。

平山委員 1月でも確定できないのですよね。

長瀬 多分、それは状況を見ないとわかりませんが。

鋤柄主査 すみません。確定できないというのは、来週木曜日であると、石田先生、柳先生とのやりとりがちょっと時間的に間に合わないかなと。石田先生、結構、項目が多いので。それを考えると1月のほうが高いかなと。9日ですか。金曜日ですね。

作本委員 手続にのっとれば最低21日間の2倍はかかる、現地調査が入っていますから、2ヵ月はどんなことがあってもおくれるということで1月ももう可能性としては。

鋤柄主査 世銀のほうは無理だと思います。

作本委員 でもこれ、確定もしないのですよね。

木村 まず世銀の。

作本委員 条件つきで全体会合にかけるということでしたか。

木村 そこもご相談はしたいと思います。今後の進展に応じて、現段階では本当に

何も言えないというぐらいの情報の薄さですので、今、21ワーキングデイ、11月13日 に受理されてから21ワーキングデイになりますと、12月16日なのです。その時に世銀 からマネジメントリポートというのが出されるという見込みになっておりますので、そこの内容次第でもあります。

そういった進展を一つ一つ確認しながら、どのタイミングで助言確定いただきたいのか、我々としてどう進めたいのかということを内部でまず検討したいと思います。 お諮りしたいと思います。

鋤柄主査 そうしましたら、今日が21ですから、取りまとめの集約を12月の2週間 ぐらい見ておいたほうがいいでしょうか。ご欠席2人なので、5日が2週間後ですか。 それぐらいをめどで石田先生、柳先生のを集約して、再来月1月9日に助言案の確定ということはない、ご報告という形になると思います。それでよろしいですか。お願いします。

長瀬 それでは本日はありがとうございました。整理、清書したものは、なるべく早く共有させていただきますので、適宜メール審議していただければと思います。木村課長からありましたように、我々のほうからもなるべくタイムリーに情報を共有させていただくようにいたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。

大丈夫でしょうか、双方。

それでは今日のワーキング、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時36分閉会